

第2回 紀の川流域における浸水対策検討会

日時：平成30年11月27日（火）15：00～

場所：和歌山河川国道事務所 5階会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

- 1) 平成29年台風21号を踏まえた紀の川における浸水対策（案）
- 2) 今後の進め方（対策検討スケジュール（案））
- 3) 今後の進め方（対策検討内容（案））
- 4) 排水ポンプ車の配置計画（案）

4. 閉会

【配布資料】

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料－1 : 平成29年台風21号を踏まえた紀の川における浸水対策（案）
- ・ 資料－2 : 今後の進め方（対策検討スケジュール（案））
- ・ 資料－3 : 今後の進め方（対策検討内容（案））
- ・ 資料－4 : 排水ポンプ車の配置計画（案）
- ・ 参考資料－1 : 紀の川流域における浸水対策検討会 規約

第2回 紀の川流域における浸水対策検討会

日 時:平成30年11月27日(火)15:00～

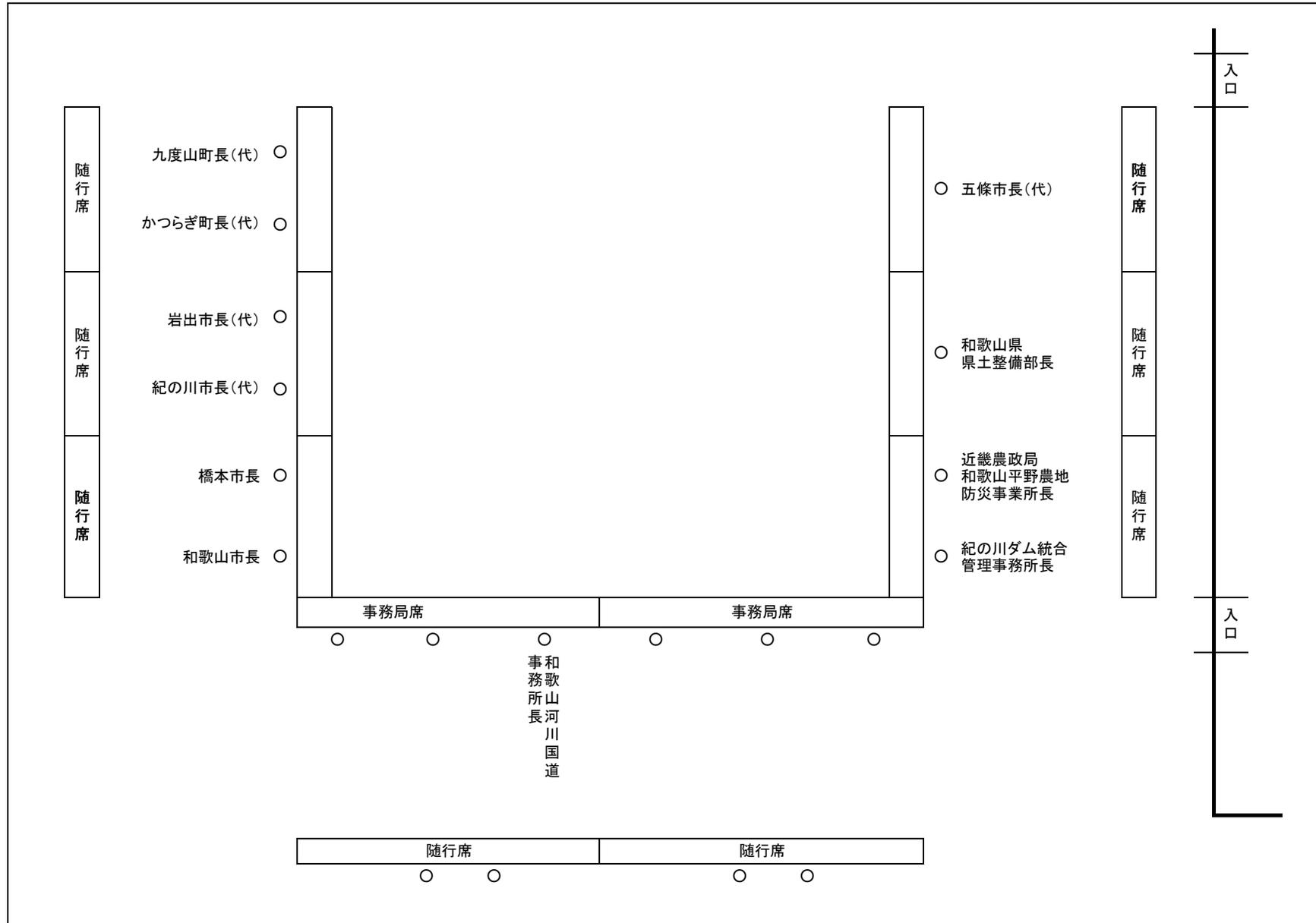
場 所:和歌山河川国道事務所 5階会議室

	出席者	役職	氏 名	代理出席者		備 考
				役職	氏名	
1	和歌山市	市長	尾花 正啓	—	—	
2	岩出市	市長	中芝 正幸	事業部長	田村 善英	
3	紀の川市	市長	中村 慎司	危機管理部長	中浴 哲夫	
4	かつらぎ町	町長	井本 泰造	副町長	豊岡 博行	
5	九度山町	町長	岡本 章	地域防災課長	正野 晃司	
6	橋本市	市長	平木 哲朗	—	—	
7	五條市	市長	太田 好紀	危機管理監	辻田 祥友	
8	和歌山県	県土整備部長	高松 諭	—	—	
9	奈良県	県土マネジメント部長	山田 哲也	欠	欠	
10	近畿農政局 和歌山平野農地防災事業所	事業所長	齋藤 伸	—	—	
11	近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所	事務所長	柳瀬 勝久	—	—	
12	近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	事務所長	小澤 盛生	—	—	

第2回紀の川流域における浸水対策検討会 配席図

日 時: 平成30年11月27日(火)15時00分～

場 所: 和歌山河川国道事務所 5階



平成29年台風21号を踏まえた 紀の川の浸水対策(案)

目 次

1. 河川整備、水防の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 平成29年台風21号による紀の川沿川の浸水被害状況・・・・・・ 7
3. 平成29年台風21号等を踏まえた紀の川の対策（案）～河川整備～ ・ 8
4. 国営総合農地防災事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
5. 平成29年台風21号等を踏まえた紀の川の対策～排水対策等～・・・・ 25

1-(1).

河川整備、水防の基本的な考え方(一般論)

(河川の整備)

○河川の整備は、河川法に基づき、国、県、市が管理する区間を定め、河川整備基本方針に沿って定められた河川整備計画に基づき実施される。

○具体的には、伊勢湾台風など目標とする規模の雨が降っても川から水が溢れ出すことがないよう川幅が狭く水が流れにくい場所の整備、堤防、水を貯めるダムの整備等が実施される。

○整備の順番は、上流がたくさんの水を流せるようになっても下流が流れにくいままだと、下流で今までよりもたくさんの水が溢れて従来より危険になるため、下流から順に整備することが基本である。

(水防)

○また、最大クラスの規模の降雨等に対しては、河川法に基づく河川の整備だけでは浸水被害を回避することは出来ない事から、水防法等に基づき、市町村等により住宅地や田畑に貯まった水の排除や住民の避難などの取組が実施される。

1-(2).

河川整備、水防の基本的な考え方(紀の川の河川整備の経緯)

○近畿地方整備局が管理する紀の川本川では、平成17年11月に河川整備の目標となる基本高水のピーク流量を16,000 (m³/s)、河道への配分流量を12,000 (m³/s)とした「紀の川水系河川整備基本方針」が国土交通大臣により策定された。

○また、平成24年12月には、上記基本方針に示された目標の達成に必要な整備のうち、当面（計画対象期間：20～30年間程度）の具体的な整備の内容として、戦後最大洪水が紀の川本川を流下できるよう、ボトルネックとなっている岩出頭首工、藤崎頭首工、小田頭首工が設けられた3箇所の狭窄部の対策などに取り組むことを位置づけた「紀の川水系河川整備計画」が、知事及び市町村長の意見を踏まえて策定された。

○現在、河川整備計画に基づき、3箇所の狭窄部のうち、最も下流の岩出狭窄部等において、戦後最大洪水でも紀の川本川から溢れることのないよう、洪水が流れやすくする工事等を進めている。

1-(3).

河川整備、水防の基本的な考え方(紀の川の水防の経緯)

○最大クラスの規模の降雨等に対しては、河川法に基づく河川の整備だけでは浸水被害を回避することは出来ない事から、水防法等に基づき、市町村等により住宅地や田畑に貯まった水の排除や住民の避難などの取組が実施される。

○紀の川においても、各市町村において水防団が設置され、洪水時には水防活動等の取組が実施されてきた。

○また、平成27年9月関東東北豪雨により甚大な被害が発生したことから、ハード対策・ソフト対策が一体的に進められるよう、水防法に基づき、河川管理者、都道府県、沿川市町村等で構成される協議会が全国で設置され、紀の川においても「紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設置され、市町村の取組の支援を行っているところである。

○また、紀の川では、平成29年台風21号による被害が大きかったことから、特に内水による被害の軽減を目的に「紀の川流域における浸水対策検討会」が設置されたところである。

(参考)紀の川流域における浸水対策検討会

【検討会設置目的】

平成29年10月の前線や台風第21号による降雨により紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげることを目的に「紀の川流域における浸水対策検討会」を設置した。

【構成メンバー】

- ・ 7市町首長
(和歌山市、岩出市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町、橋本市、五條市)
- ・ 和歌山県 県土整備部長
- ・ 奈良県 県土マネジメント部長
- ・ 和歌山平野農地防災事業所長
- ・ 紀の川ダム統合管理事務所長
- ・ 和歌山河川国道事務所長



第1回紀の川流域における浸水対策検討会 (H30.1.26)

【浸水対策検討会の開催状況】

開催日	会議(内容)
平成30年1月26日	第1回検討会 (検討会立ち上げ、内水被害状況の確認)
平成30年2月~3月 【各市毎に開催】	第1回WG (各関係機関の取組内容確認)
平成30年8月6日	第2回WG (各関係機関の取組内容確認、内水浸水対策の検討方針確認)
平成30年10月2日	第1回幹事会 (各関係機関の取組内容確認、内水浸水対策の検討方針確認)
平成30年11月27日	第2回検討会 (浸水対策説明、今後の対策検討の進め方確認)

【第1回浸水対策検討会後の新聞記事】

平成30年1月27日(土) 読売新聞朝刊 31面

内水氾濫対策 国と議論
紀の川 県や7市町など初会合

昨年10月に豪雨と台風が、紀の川の水を下げたため、紀の川沿いの浸水被害に悩む市町、県と国が、浸水対策について話し合う。紀の川沿いの7市町、県と国が、浸水対策について話し合う。紀の川沿いの7市町、県と国が、浸水対策について話し合う。

平成30年1月27日(土) 朝日新聞朝刊 27面

フラッシュ
◆紀の川沿いの浸水対策進む
昨年10月の台風21号による紀の川沿いの浸水被害に悩む市町、県と国が、浸水対策について話し合う。紀の川沿いの7市町、県と国が、浸水対策について話し合う。

2. 平成29年台風21号による紀の川沿川の浸水被害状況



番号	洪水が発生した河川	市町	地区	浸水戸数(戸)			
				床上	床下	非住家	計
①	七瀬川	和歌山市	にしいたい 西田井	92	108	22	222
②-1	貴志川支川等	紀の川市	まるす 丸栖	11	16		27
②-2	貴志川支川等	紀の川市	つかつき 調月	98	13		111
②-3	貴志川支川等	紀の川市	つかつき 調月				
③	貴志川支川等	紀の川市	きた 北	20	4		24
④	貴志川支川等	紀の川市	まえだ 前田	13	60		73
⑤	大谷川	橋本市	かむろ みなみばば しみず 学文路・南馬場・清水	104	56	2	162
⑥	堂田川	かつらぎ町	かせだひがし かせだなか 笠田東・笠田中		1	4	5
⑦	風呂谷川	かつらぎ町	はぎわら 萩原		1	1	2
⑧	藤谷川	かつらぎ町	さや 佐野	4	13	8	25
⑨	四邑川等	かつらぎ町	しま にしおた ひがしおた 島・西洪田・東洪田	5	6	49	60

※ 浸水戸数は和歌山県HP(H29.11.15 第17報)より

3-(1). 平成29年台風21号等を踏まえた 紀の川の対策(案)～河川整備～

国土交通省
和歌山河川国道事務所

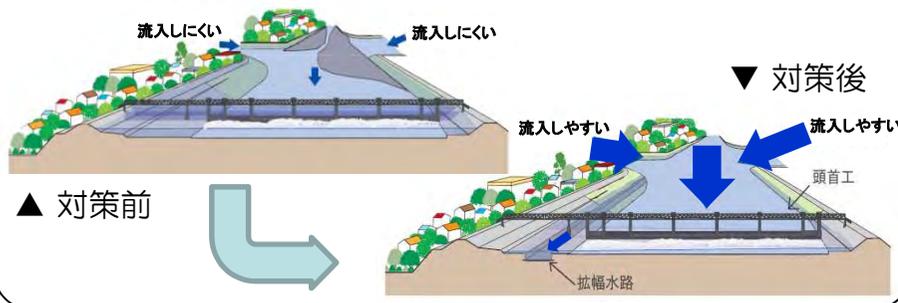
対策の考え方

- 平成29年台風21号で発生したような、和歌山県や各市町が管理する紀の川の支川やその周辺における浸水被害に対しても、**狭窄部の対策を進め、紀の川本川の水位を下げ、支川を流れる水が紀の川本川に流れ込みやすくする事が重要**である。このため、現在整備を進めている岩出に加えて、**藤崎、小田も含めた3狭窄部の対策が少しでも早く完成できるように取り組む**。
- また、整備計画の作成時より土砂の堆積や樹木の繁茂が進行している箇所もあることから、紀の川全体の整備のバランスも考慮しつつ、**支川を流れる水が紀の川本川に流れ込みやすくなるよう樋門の前面等を中心に紀の川本川の樹木伐採、河道掘削など適切な維持管理等を実施**する。
- 紀の川支川（県管理河川）においても、流域の浸水被害の軽減に向け、河川整備や適切な維持管理を実施する。

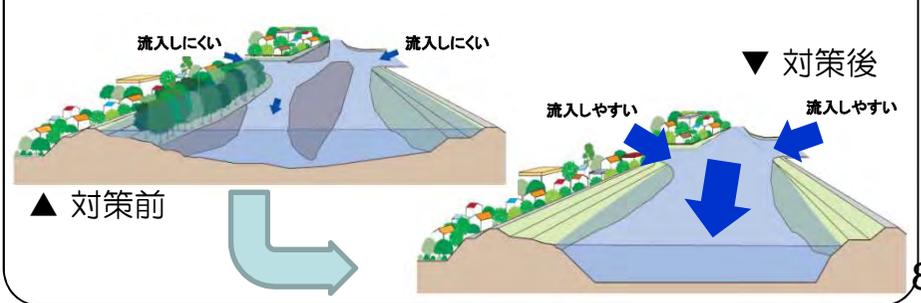
● 平成29年11月以降に実施済及び今後、実施予定の対策



● 狭窄部対策による水位低減



● 土砂掘削・樹木伐採対策による水位低減



(参考)紀の川の河川整備～岩出狭窄部～

- 現在、堰の施設管理者等の関係機関と協議しつつ、紀の川の水位低下を目的に堰の対策、河道掘削等による対策を実施（平成30年度は岩出狭窄部において拡幅水路と河道掘削を実施）。
- 岩出狭窄部対策の実施により、紀の川の水位は約1m低下する。

【位置図】



【整備効果】



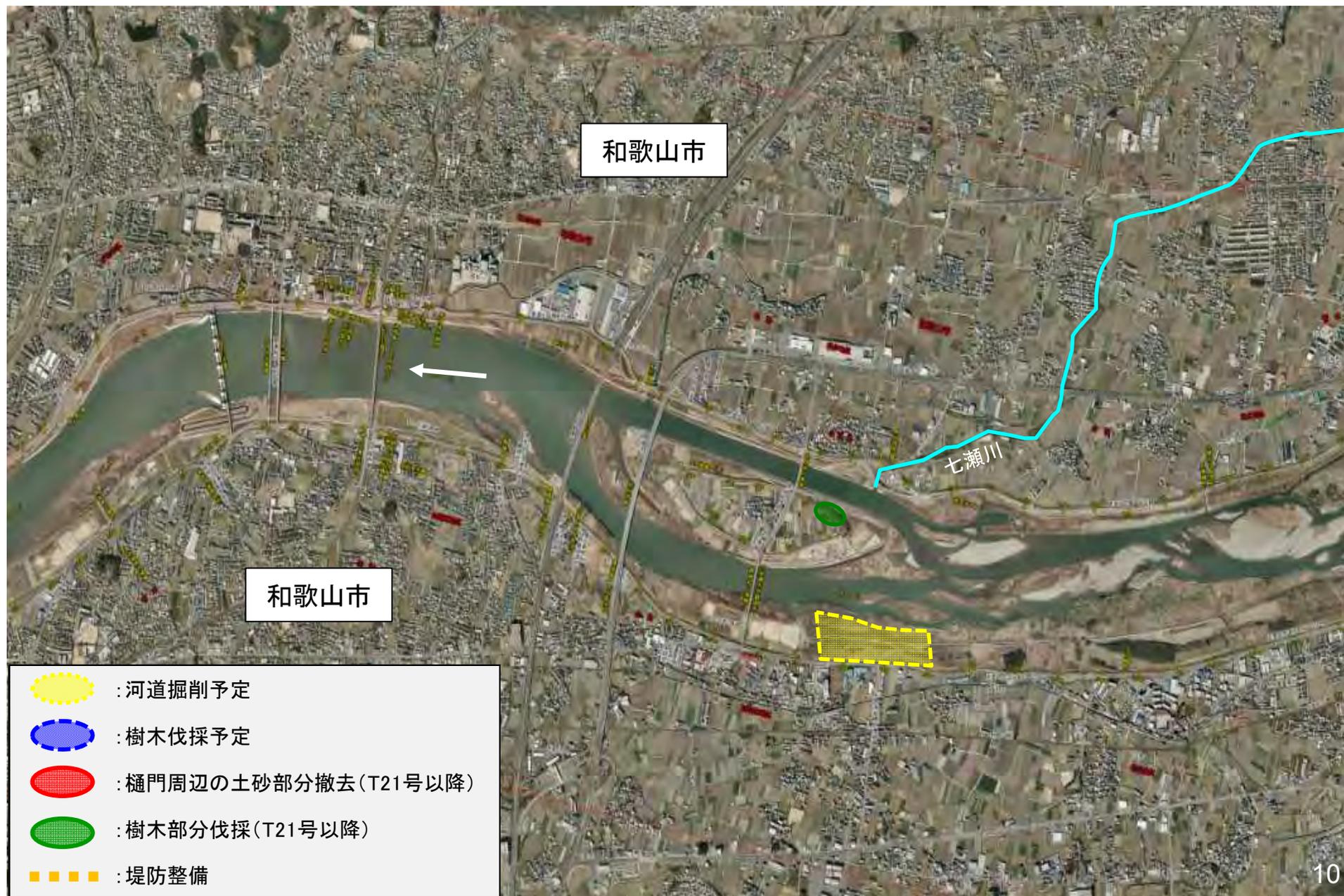
【拡幅水路工(完成イメージ)】



凡例	
■ (Black)	H29までに施工済
■ (Green)	H30以降施工予定

(参考)紀の川の河川整備:和歌山市

国土交通省
和歌山河川国道事務所



(参考)紀の川の河川整備:和歌山市～岩出市

国土交通省
和歌山河川国道事務所



(参考) 紀の川の河川整備：岩出市～紀の川市

-  : 河道掘削予定
-  : 樹木伐採予定
-  : 樋門周辺の土砂部分撤去(T21号以降)
-  : 樹木部分伐採(T21号以降)
-  : 堤防整備



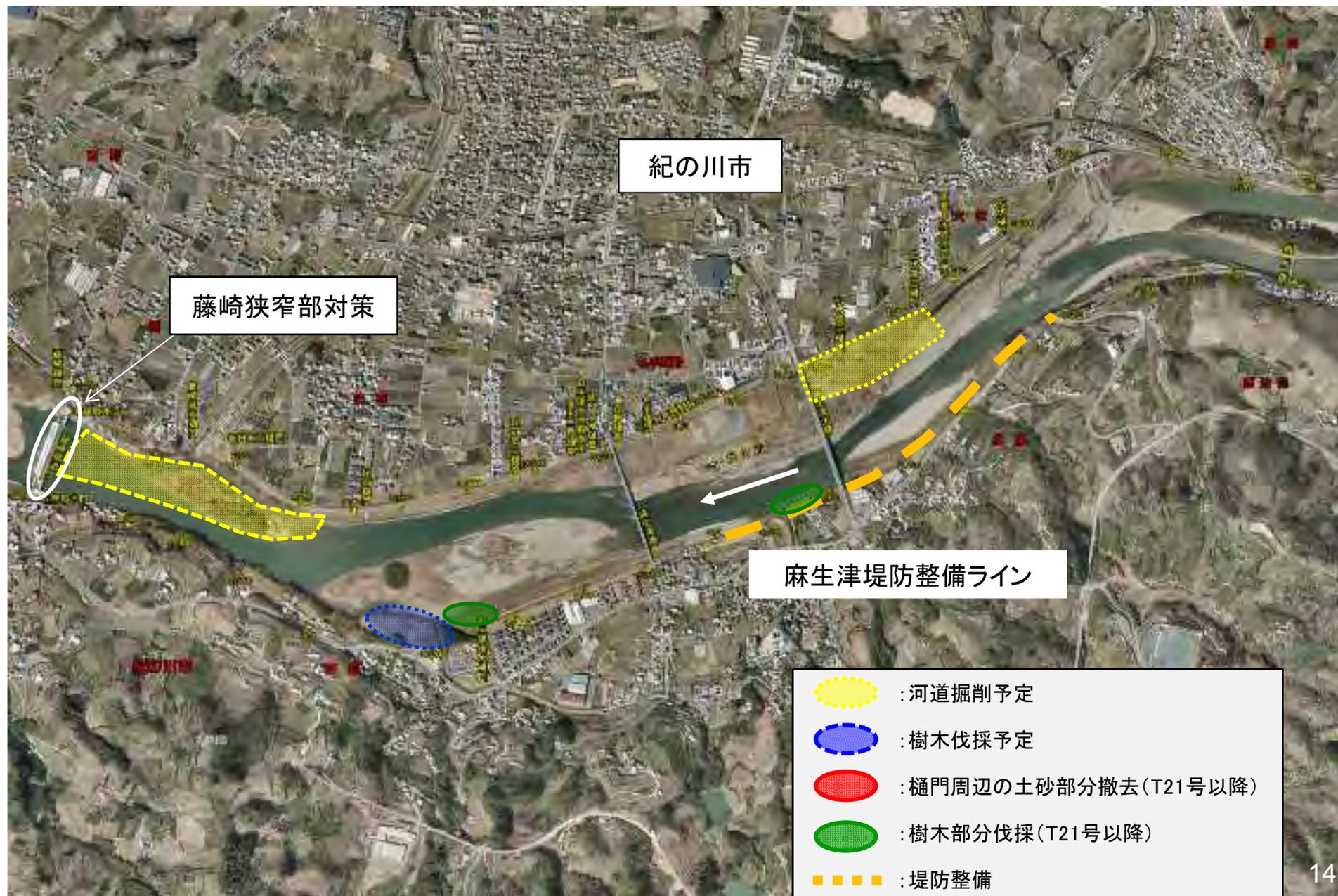
(参考)紀の川の河川整備:紀の川市

-  : 河道掘削予定
-  : 樹木伐採予定
-  : 樋門周辺の土砂部分撤去(T21号以降)
-  : 樹木部分伐採(T21号以降)
-  : 堤防整備



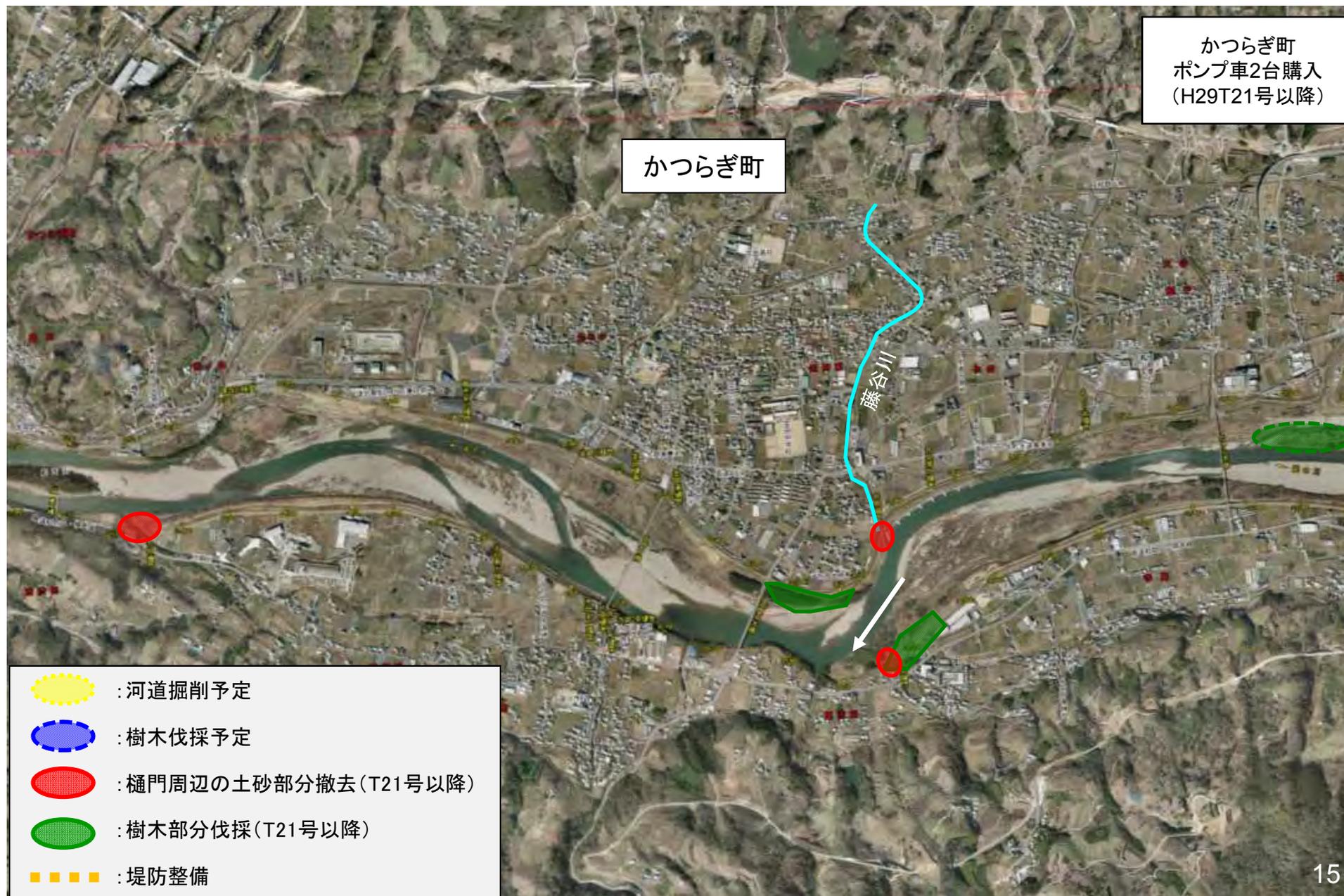
(参考)紀の川の河川整備:紀の川市

国土交通省
和歌山河川国道事務所



(参考)紀の川の河川整備:かつらぎ町

国土交通省
和歌山河川国道事務所



(参考)紀の川の河川整備:九度山町



(参考)紀の川の河川整備:九度山町



(参考)紀の川の河川整備:橋本市



(参考)紀の川の河川整備:橋本市

-  : 河道掘削予定
-  : 樹木伐採予定
-  : 樋門周辺の土砂部分撤去 (T21号以降)
-  : 樹木部分伐採 (T21号以降)
-  : 堤防整備



橋本市
ポンプ車1台購入
(H29T21号以降)

橋本市

(参考)紀の川の河川整備:五條市

五條市
ポンプ車1台購入予定
(H31年度以降)

五條市

二見堤防整備

野原西堤防整備

-  : 河道掘削予定
-  : 樹木伐採予定
-  : 樋門周辺の土砂部分撤去(T21号以降)
-  : 樹木部分伐採(T21号以降)
-  : 堤防整備

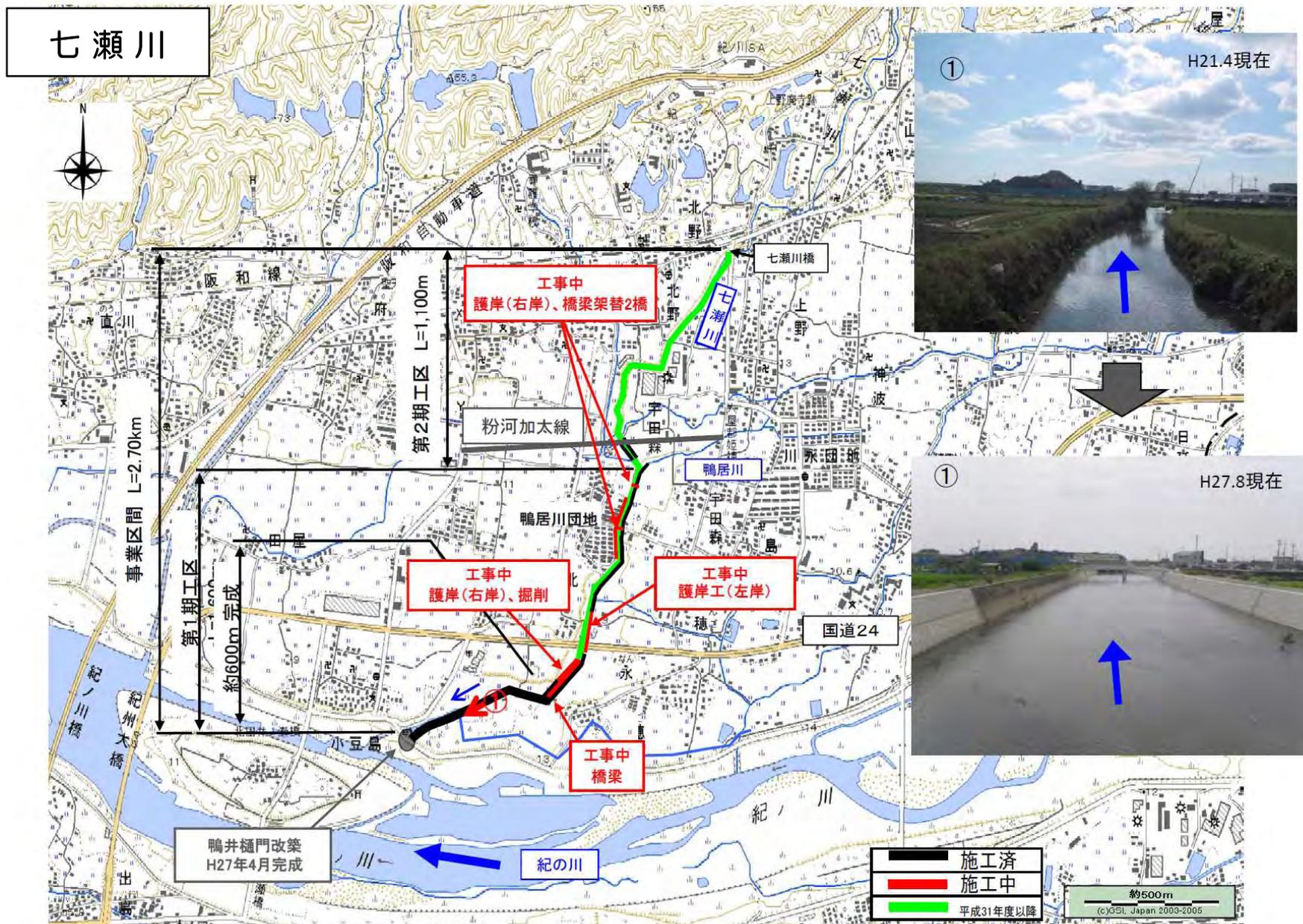


(参考) 貴志川の河川整備: 紀の川市



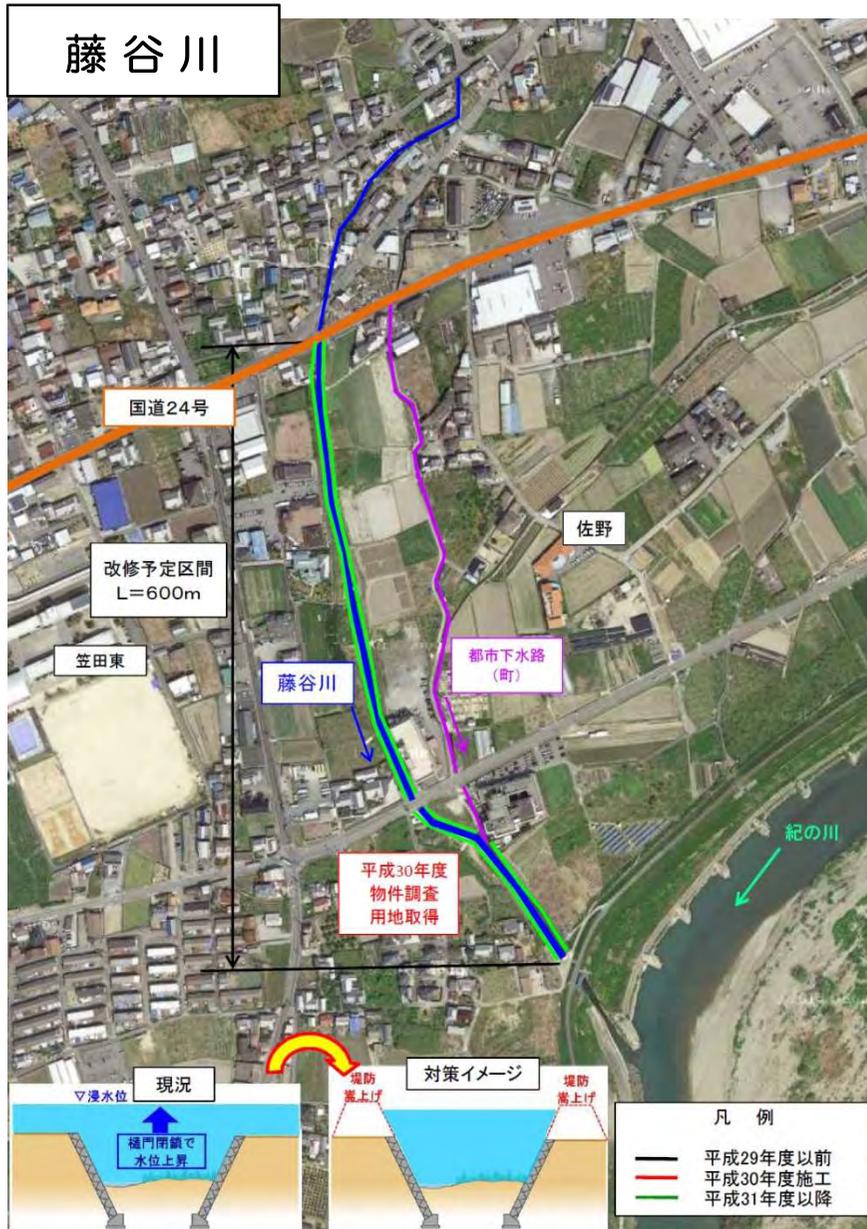
(参考)紀の川支川(七瀬川)の河川整備:和歌山市

和歌山県



(参考)紀の川支川(藤谷川・大谷川)の 河川整備:かつらぎ町・橋本市

和歌山県



4. 国営総合農地防災事業

農林水産省
和歌山平野農地防災事業所

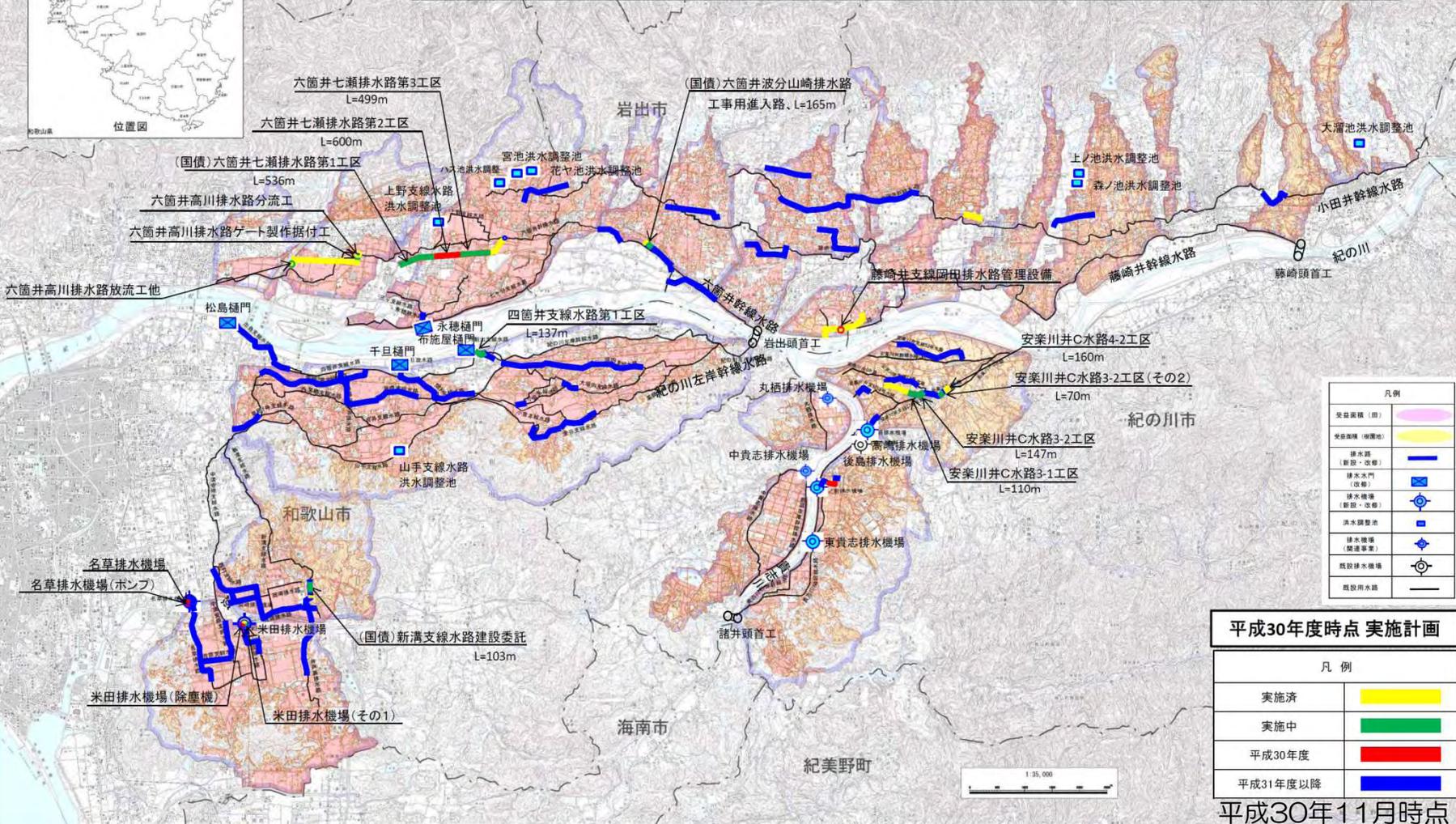
国営総合農地防災事業 和歌山平野地区



○紀の川流域では、近年、都市化及び混住化が進展し、降雨流出形態の変化に起因した農地、農業用施設等に多大な被害が生じている。

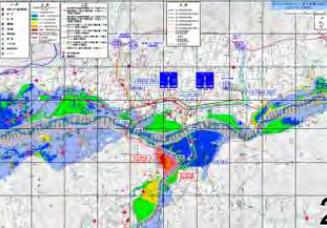
○国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」では平成40年度までに和歌山市、紀の川市及び岩出市における排水機場、農業用排水路等の整備、併せて関連事業による排水機場の整備を行う。

○本検討会と連携を図りつつ、地域の湛水被害を軽減させ、地域農業の安定化を図る。



5. 平成29年台風21号等を踏まえた紀の川の対策～排水対策等～

○気候変動により更に降雨量が増える事が予測されている事や、想定最大規模の降雨が降った場合には本川の対策のみでは、全ての浸水被害を回避することは出来ない事から、水防法等に基づき、各市町を中心に排水ポンプ車や可搬及び固定式ポンプ等の設置など住宅地や農地の浸水を軽減する取り組みを実施する。

<p>関係機関による内水対策の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 内水被害が発生した地域について、国・県・市町が連携し、浸水対策の取り組みを検討する「浸水対策検討会」を設置  <p>第1回紀の川流域における浸水対策検討会</p>	<p>樋門周辺の土砂・流木の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> 樋門周辺に堆積した土砂や樹木について除去を実施（平成30年度においては支障等がある渋田樋門・名山樋門で実施）  <p>Before After</p>
<p>排水ポンプ（車・可搬及び固定式）の新規整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水の軽減や浸水が発生した場合の早期解消のため、各機関で排水ポンプ車や可搬及び固定式ポンプを整備（かつらぎ町・橋本市）  <p>大谷川排水ポンプ（橋本市）</p>	<p>避難に役立つ水位情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理型水位計（洪水時の観測に特化した、小型で低コストの水位計）の設置（32台） 内水位把握のため、水位計を設置（橋本市）  <p>出典：豊岡河川国道事務所HP 危機管理型水位計 写真</p>
<p>雨水ポンプ場の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水の軽減や浸水が発生した場合の早期解消のため、雨水ポンプ場を整備（和歌山市）  <p>新堀雨水ポンプ場（和歌山市）</p>	<p>排水ポンプ車の配置計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水が発生した場合の早期解消のため、円滑に排水ポンプ車を配置できるようアクセス路や配置場所を示した計画を策定中 

(参考)

平成29年台風21号等を踏まえた紀の川の対策(案)～排水対策～

市町	ポンプ種別	H29T21号前	H29T21号後	今後の購入等予定	合計
和歌山市	排水ポンプ車	-	-	-	-
	可搬式ポンプ	23	-	-	23
	固定式ポンプ	4	-	-	4
	その他	3	-	更新予定有	3
岩出市	排水ポンプ車	1	-	-	1
	可搬式ポンプ	-	-	-	-
	固定式ポンプ	8	-	-	8
	その他	-	-	-	-
紀の川市	排水ポンプ車	2	-	-	2
	可搬式ポンプ	15	-	-	15
	固定式ポンプ	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
かつらぎ町	排水ポンプ車	-	2	-	2
	可搬式ポンプ	20	-	-	20
	固定式ポンプ	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
九度山町	排水ポンプ車	-	-	-	-
	可搬式ポンプ	2	-	-	2
	固定式ポンプ	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
橋本市	排水ポンプ車	-	1	-	1
	可搬式ポンプ	4	2	-	6
	固定式ポンプ	10	-	-	10
	その他	-	-	-	-
五條市	排水ポンプ車	-	-	1	1
	可搬式ポンプ	7	-	1	7
	固定式ポンプ	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-

単位
ポンプ：台
その他：箇所

(参考)

平成29年台風21号等を踏まえた紀の川の対策(案)～排水対策～

県		ポンプ種別	H29T21号前	H29T21号後	今後の購入等予定	合計
和歌山県	海草振興局	排水ポンプ車	1	-	-	1
		可搬式ポンプ	-	-	有(増設)	-
		固定式ポンプ	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
	那賀振興局	排水ポンプ車	1	-	-	1
		可搬式ポンプ	-	-	有(増設)	-
		固定式ポンプ	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
	伊都振興局	排水ポンプ車	1	-	-	1
		可搬式ポンプ	-	-	有(増設)	-
		固定式ポンプ	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
奈良県	五條土木事務所	排水ポンプ車	-	-	-	-
		可搬式ポンプ	-	-	-	-
		固定式ポンプ	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
国		ポンプ種別	H29T21号前	H29T21号後	今後の購入等予定	合計
紀の川ダム統合管理事務所	排水ポンプ車	-	-	-	-	
	可搬式ポンプ	-	-	-	-	
	固定式ポンプ	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	
和歌山河川国道事務所	排水ポンプ車	3	-	-	3	
	可搬式ポンプ	-	-	-	-	
	固定式ポンプ	1	-	-	1	
	その他	-	-	-	-	
和歌山平野農地防災事業所	<p>上記対策の他、近畿農政局において、国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」を実施しており、当検討会における情報共有により地区内排水対策の連携を図り、効率的な整備計画の策定、早期の効果発現を目指す。 【国営総合農地防災事業：和歌山平野地区（平成26年度～平成40年度）】※平成30年11月時点情報 関係市町村：和歌山市、紀の川市、岩出市 主要工事：排水機（改修・新設）5箇所、排水路（改修）45.2km、洪水調整池8箇所、排水管理施設1箇所</p>					

単位
ポンプ：台
その他：箇所

(参考)昭和三十九年法律第百六十七号 河川法(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰(せき)、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯(堤防又はダム貯水池に沿つて設置された国土交通省令で定める帯状の樹林で堤防又はダム貯水池の治水上又は利水上の機能を維持し、又は増進する効用を有するものをいう。)その他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

(河川管理者)

第七条 この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条第一項若しくは第二項の規定により河川を管理する者をいう。

第二章 河川の管理

第一節 通則

(一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

(二級河川の管理)

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

(参考)昭和三十九年法律第百六十七号 河川法(抜粋)

第二節 河川工事等 (河川整備基本方針)

- 第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。
- 2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
 - 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

- 第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。
- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
 - 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
 - 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

(参考) 昭和二十四年法律第九十三号 水防法(抜粋)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう 門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(都道府県の水防計画)

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

平成30年11月
(今回)

平成31年度出水期

平成29年台風21号を
踏まえた取り組み

平成30年12月～平成31年3月

地域特性の把握

浸水発生要因の整理

浸水軽減に効果的な対策の検討

対策の役割分担・調整

平成29年台風21号を
踏まえた対策(案)

検討内容

①地域特性の把握

→本川及び支川周辺で発生した浸水被害箇所での浸水範囲や浸水被害状況・現状の浸水被害対策状況等を取りまとめ、浸水被害箇所における地域特性を把握する。
なお、浸水対策検討箇所については、次頁のとおりとする。

②浸水発生要因の整理

→上記①で把握した地域特性により、浸水被害を生じさせる要因について各地区毎に整理する。

③浸水軽減に効果的な対策の検討

→上記②で整理した浸水発生要因に基づき、浸水軽減に効果的な対策を検討する。
（例：排水ポンプ・本川水位低下のための掘削等・遊水池・河川改修等）

④対策の役割分担・調整

実施方針

各地区毎の浸水軽減に効果的な対策について、浸水解消範囲及び各市町の思い等を踏まえて、協議・調整を行う。

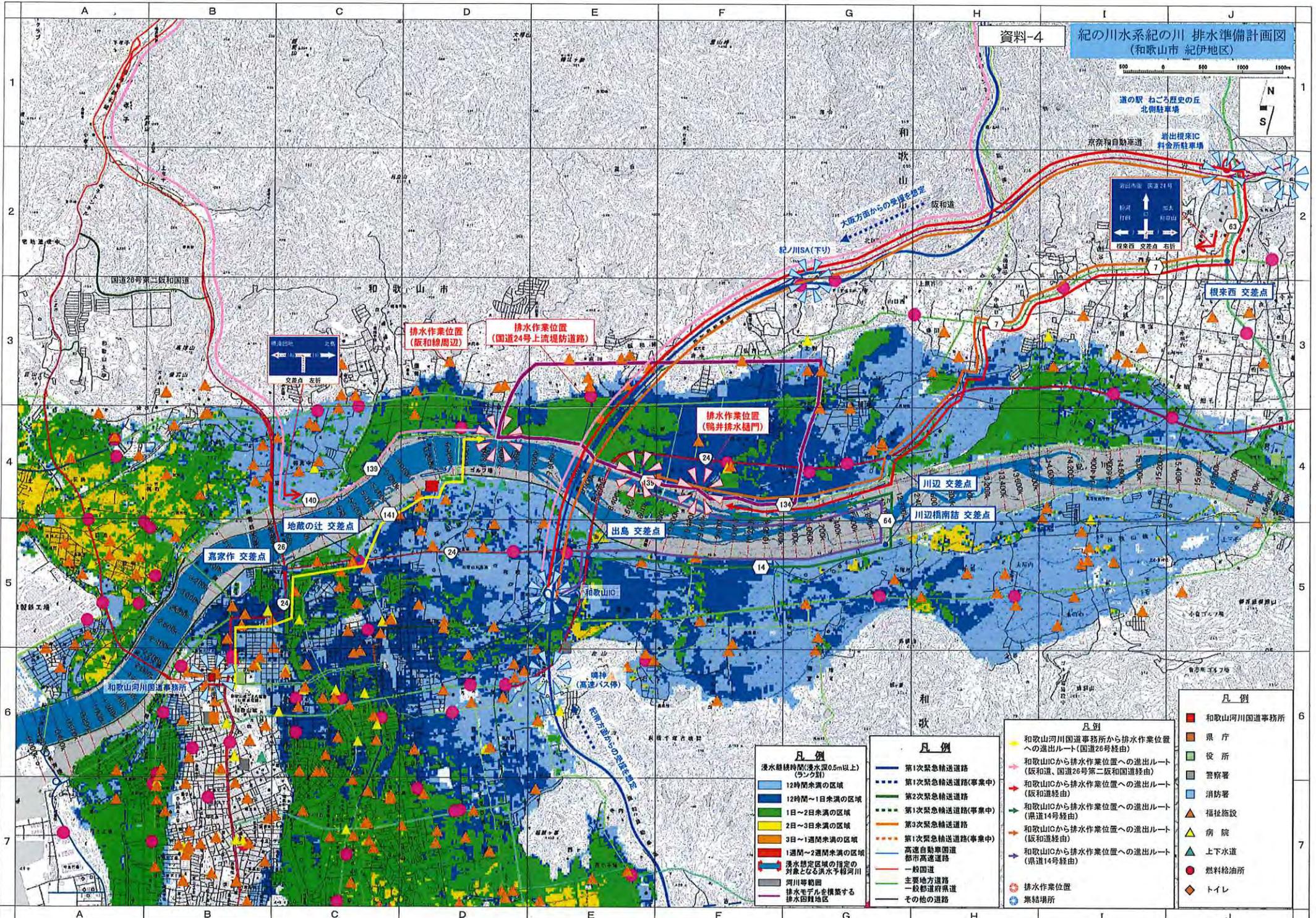
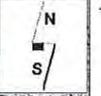
今後の進め方（対策検討箇所(案)）



番号	洪水が発生した河川	市町	地区	平成29年台風21号における浸水戸数（戸）				備考
				床上	床下	非住家	計	
①	七瀬川	和歌山市	西田井	92	108	22	222	
②	春日川	岩出市	清水	—	—	—	—	排水ポンプを用いた排水作業により被害を免れた
③	貴志川支川等	紀の川市	調月	98	13	—	111	
④	藤谷川	かつらぎ町	佐野	4	13	8	25	
⑤	大谷川	橋本市	学文路	104	56	2	162	
⑥	寿命川	五條市	新町	—	—	—	—	排水ポンプを用いた排水作業により被害を免れた

※ 浸水戸数は和歌山県HP（H29.11.15 第17報）より

資料-4 紀の川水系紀の川 排水準備計画図 (和歌山市 紀伊地区)



排水作業位置 (阪和線周辺)

排水作業位置 (国道24号上流堤防道路)

排水作業位置 (鴨井排水樋門)

川辺 交差点

川辺橋南詰 交差点

出島 交差点

地蔵の辻 交差点

嘉家作 交差点

和歌山河川国道事務所

県庁

役所

警察署

消防署

福祉施設

病院

上下水道

燃料給油所

凡例

- 12時間未満の区域 (5分未満)
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域
- 洪水懸定区域の指定の対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 排水モデルを構築する排水困難地区

凡例

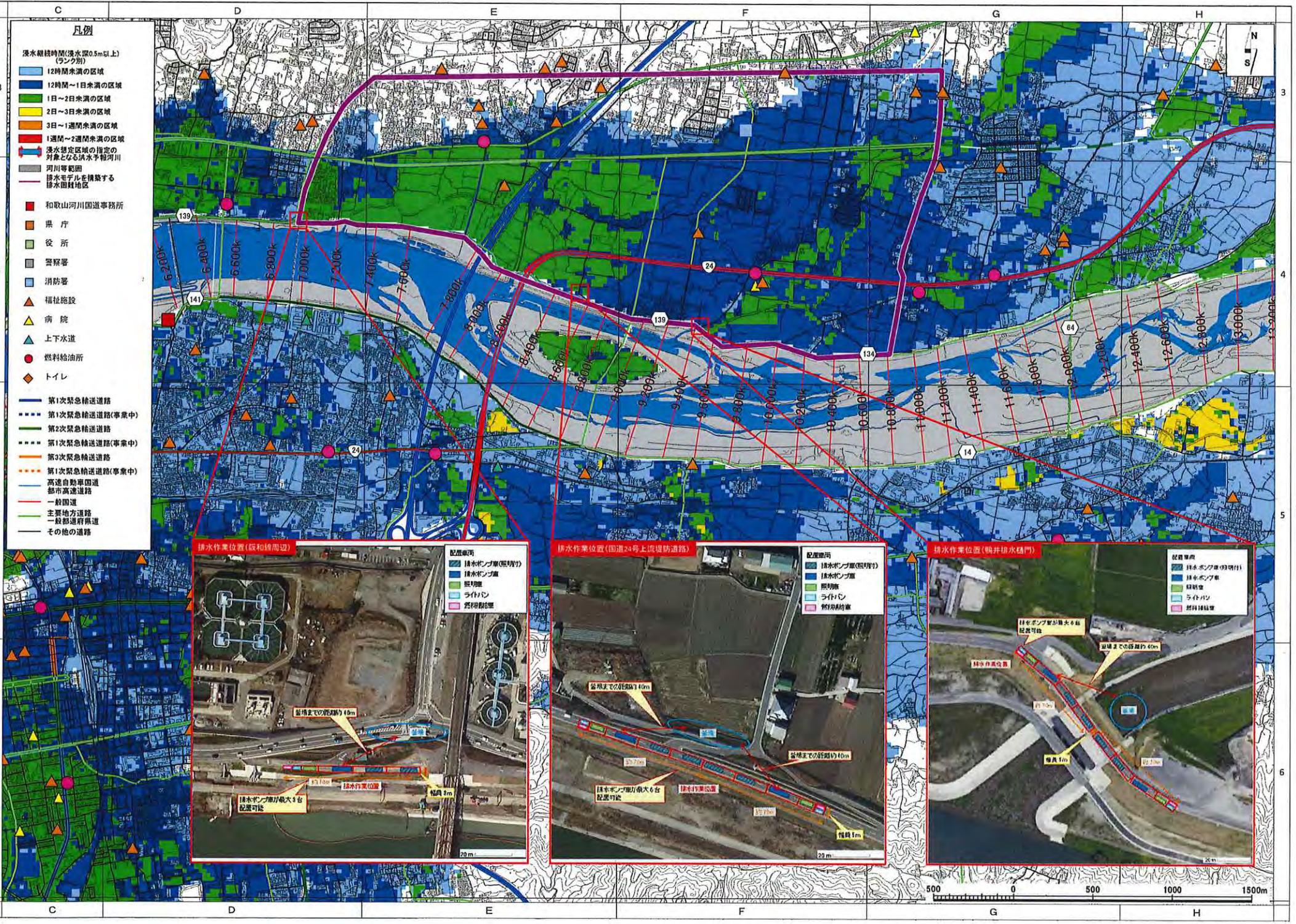
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道路
- 一般都道府県道
- その他の道路

凡例

- 和歌山河川国道事務所から排水作業位置への進出ルート(国道26号経由)
- 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(阪和道、国道26号第二阪和国道経由)
- 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(阪和道経由)
- 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(県道14号経由)
- 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(阪和道経由)
- 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(県道14号経由)

排水作業位置

集結場所



凡例

- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
- 12時間未満の区域
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域
- 浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 排水モデルを構築する
排水団地地区
- 和歌山河川国道事務所
- 県庁
- 役所
- 警察署
- 消防署
- 福祉施設
- 病院
- 上下水道
- 燃料給油所
- トイレ
- 第1次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道路
- 一般都道府県道
- その他の道路

排水作業位置(仮和橋周辺)



排水作業位置(国道24号上流堤防道路)



排水作業位置(橋井排水樋門)

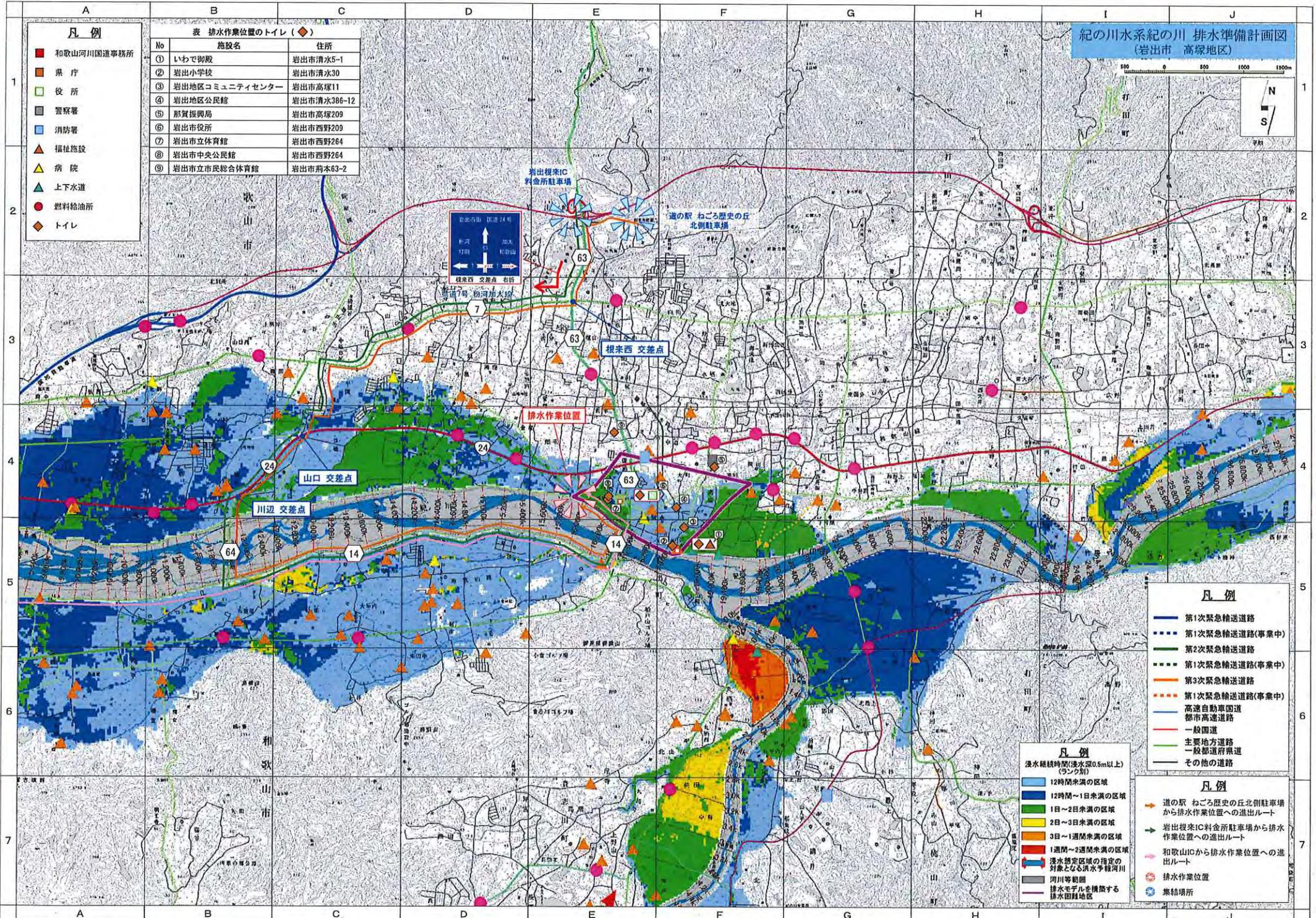


紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(岩出市 高塚地区)

表 排水作業位置のトイレ (◆)

No	施設名	住所
①	いわで御殿	岩出市清水5-1
②	岩出小学校	岩出市清水30
③	岩出地区コミュニティセンター	岩出市高塚11
④	岩出地区公民館	岩出市清水386-12
⑤	那賀振興局	岩出市高塚209
⑥	岩出市役所	岩出市西野209
⑦	岩出市立体育館	岩出市西野264
⑧	岩出市中央公民館	岩出市西野264
⑨	岩出市市民総合体育館	岩出市前本63-2

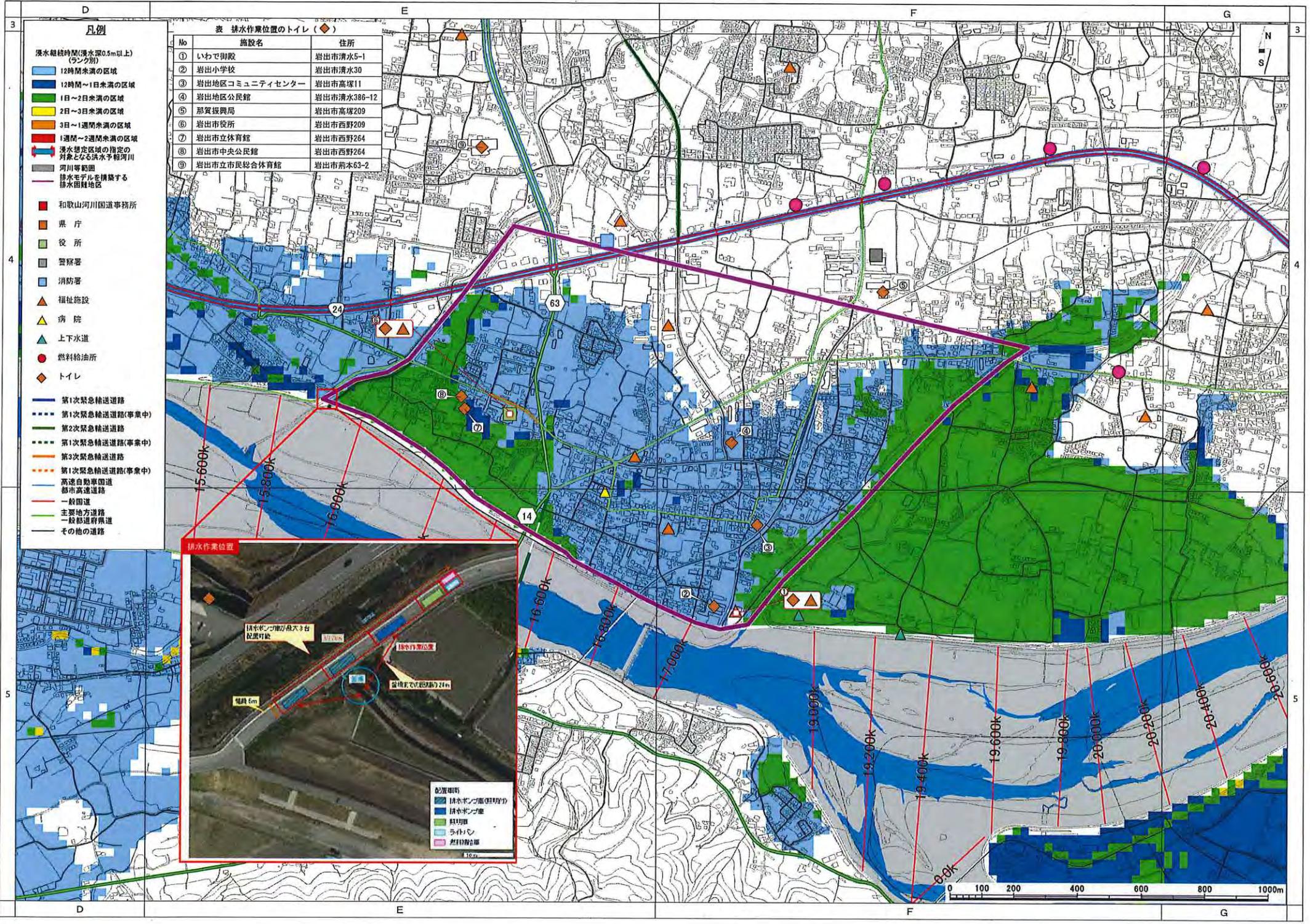
- 凡例
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - ▲ 福祉施設
 - ▲ 病院
 - ▲ 上下水道
 - 燃料給油所
 - ◆ トイレ



- 凡例
- 第1次緊急輸送道路
 - - - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - - - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路
 - - - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
 - 都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般都道府県道
 - その他の道路

- 凡例
- 洪水継続時間(洪水深0.5m以上)
(ランク別)
- 12時間未満の区域
 - 12時間～1日未満の区域
 - 1日～2日未満の区域
 - 2日～3日未満の区域
 - 3日～1週間未満の区域
 - 1週間～2週間未満の区域
 - 洪水指定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する排水困難地区

- 凡例
- 道の駅 ねごろ歴史の丘 北側駐車場から排水作業位置への進出ルート
 - 岩出投来IC 封金所駐車場から排水作業位置への進出ルート
 - 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート
 - 排水作業位置
 - 集結場所



凡例

- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
- 12時間未満の区域
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域
- 浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 排水モデルを構築する
排水区域
- 和歌山河川国道事務所
- 県庁
- 役所
- 警察署
- 消防署
- 福祉施設
- 病院
- 上下水道
- 燃料給油所
- トイレ
- 第1次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道路
- 一般都道府県道
- その他の道路

表 排水作業位置のトイレ (◇)

No	施設名	住所
①	いわで御殿	岩出市清水5-1
②	岩出小学校	岩出市清水30
③	岩出地区コミュニティセンター	岩出市高塚11
④	岩出地区公民館	岩出市清水388-12
⑤	那賀振興局	岩出市高塚209
⑥	岩出市役所	岩出市西野209
⑦	岩出市立体育館	岩出市西野264
⑧	岩出市中央公民館	岩出市西野264
⑨	岩出市立市民総合体育館	岩出市荊本63-2



- 配置場所
- 排水ポンプ機(3台設置可能)
- 排水ポンプ機
- 燃料給油所
- トイレ
- 燃料貯蔵庫



紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(紀の川市 丸橋地区)

0 500 1000 1500m

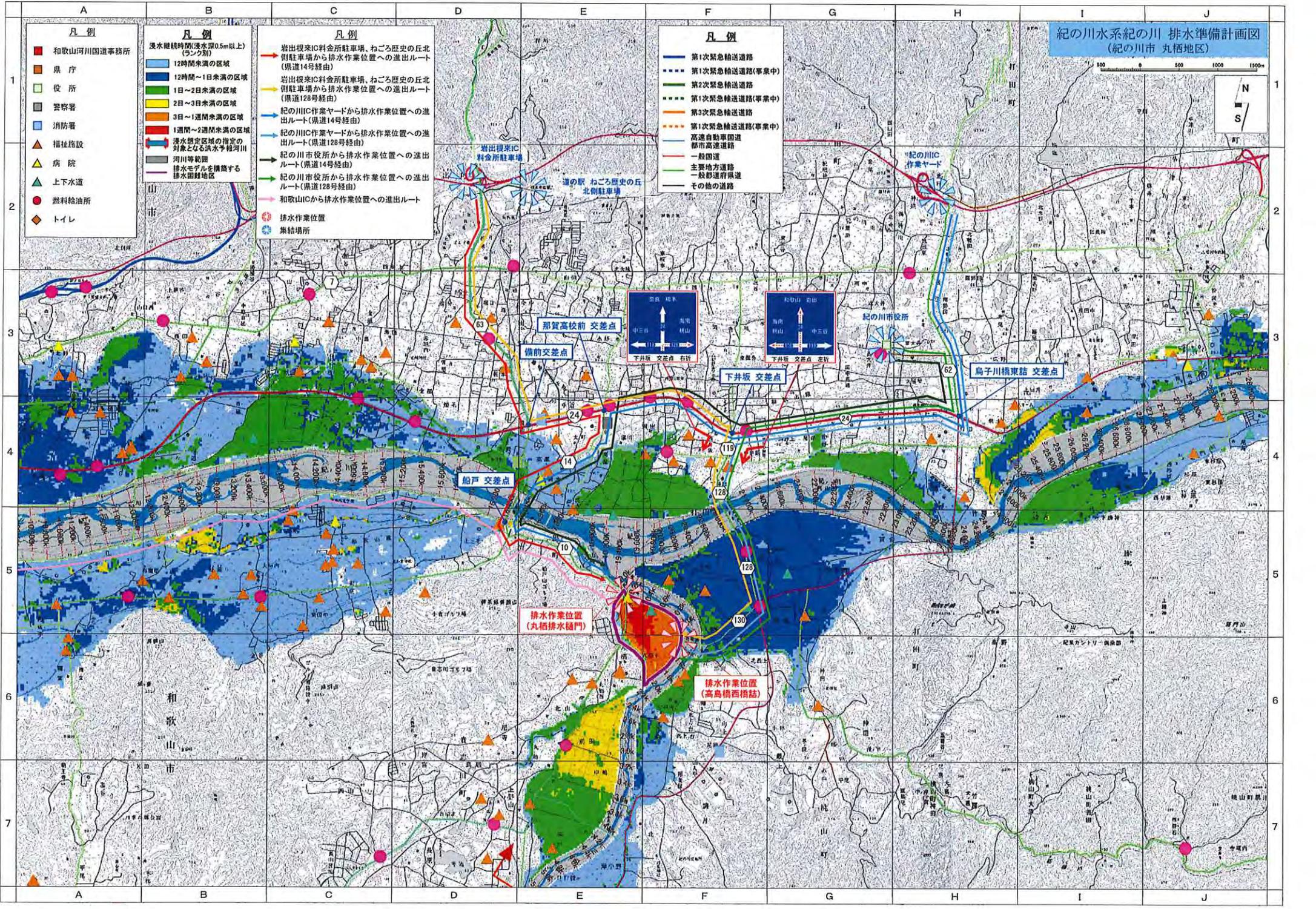


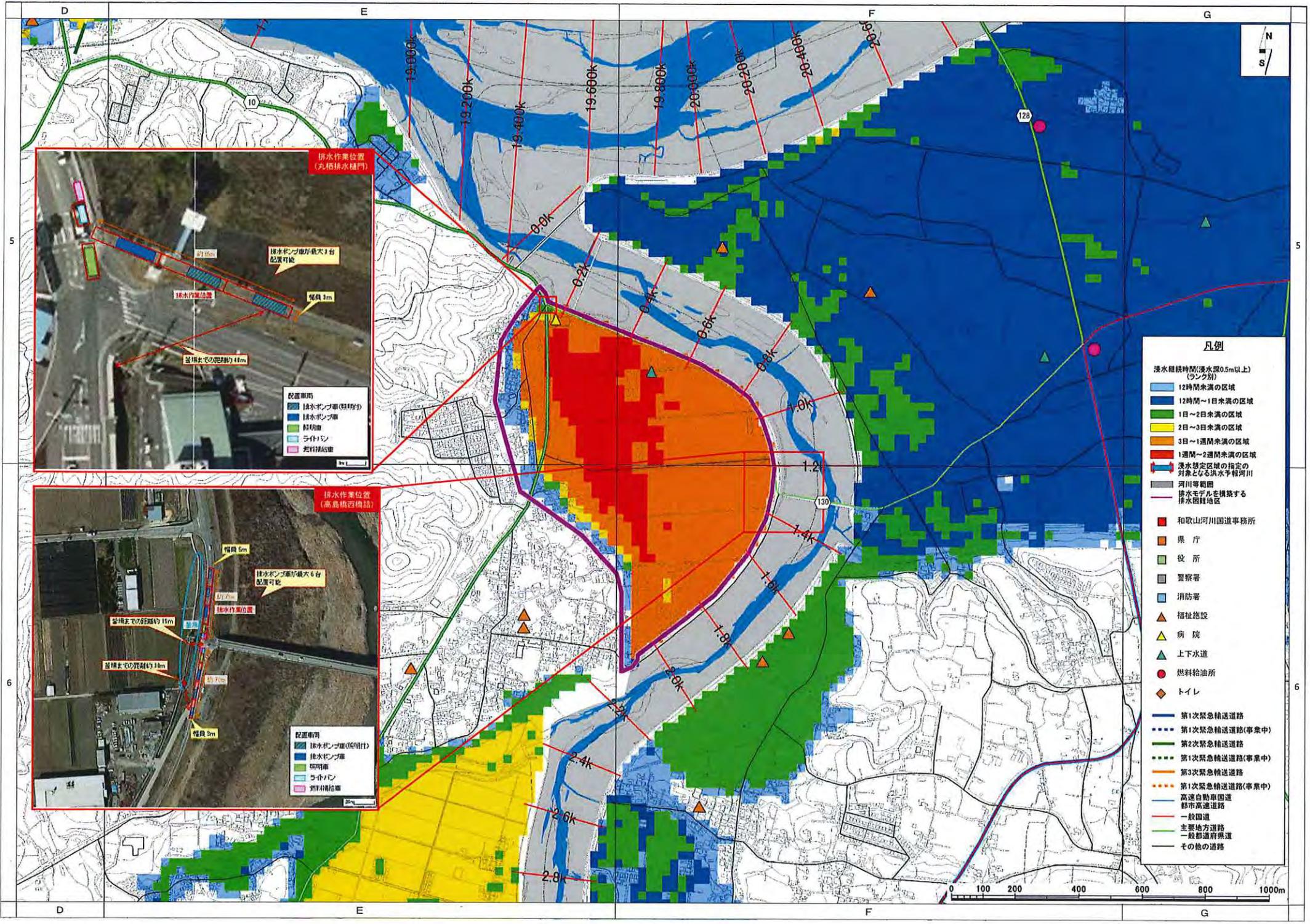
- 凡例**
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 福祉施設
 - 病院
 - 上下水道
 - 燃料給油所
 - トイレ

- 凡例**
- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(分)
- 12時間未満の区域
 - 12時間~1日未満の区域
 - 1日~2日未満の区域
 - 2日~3日未満の区域
 - 3日~1週間未満の区域
 - 1週間~2週間未満の区域
 - 排水指定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する排水団地地区

- 凡例**
- 岩出根来IC料金所駐車場、わごころ歴史の丘北側駐車場から排水作業位置への進出ルート(県道14号経由)
 - 岩出根来IC料金所駐車場、わごころ歴史の丘北側駐車場から排水作業位置への進出ルート(県道128号経由)
 - 紀の川IC作業ヤードから排水作業位置への進出ルート(県道14号経由)
 - 紀の川IC作業ヤードから排水作業位置への進出ルート(県道128号経由)
 - 紀の川市役所から排水作業位置への進出ルート(県道14号経由)
 - 紀の川市役所から排水作業位置への進出ルート(県道128号経由)
 - 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート
 - 排水作業位置
 - 集積場所

- 凡例**
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
 - 都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般都道府県道
 - その他の道路





凡例

- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
- 12時間未満の区域
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水干渉河川
- 河川等範囲
- 排水モデルを構築する排水困難地区
- 和歌山河川国道事務所
- 県庁
- 役所
- 警察署
- 消防署
- ▲ 福祉施設
- ▲ 病院
- ▲ 上下水道
- 燃料給油所
- ◆ トイレ
- 第1次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第3次緊急輸送道路(事業中)
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道路
- 一般都府県道
- その他の道路



排水作業位置
(丸橋排水樋門)

排水ポンプ車(軽トラック)が最大1台
配置可能

幅員 3m

ポンプまでの距離約 41m

- 配置車両
- 排水ポンプ車(軽トラック)
 - 排水ポンプ車
 - 軽トラック
 - ライトバン
 - 燃料供給車

排水作業位置
(高島橋西橋詰)

排水ポンプ車(軽トラック)が最大6台
配置可能

幅員 5m

ポンプまでの距離約 15m

ポンプまでの距離約 18m

- 配置車両
- 排水ポンプ車(軽トラック)
 - 排水ポンプ車
 - 軽トラック
 - ライトバン
 - 燃料供給車

紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(かつらぎ町 佐野・大谷地区)

900 0 600 1000 1500



- 凡例**
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 福祉施設
 - 病院
 - 上下水道
 - 燃料給油所
 - トイレ

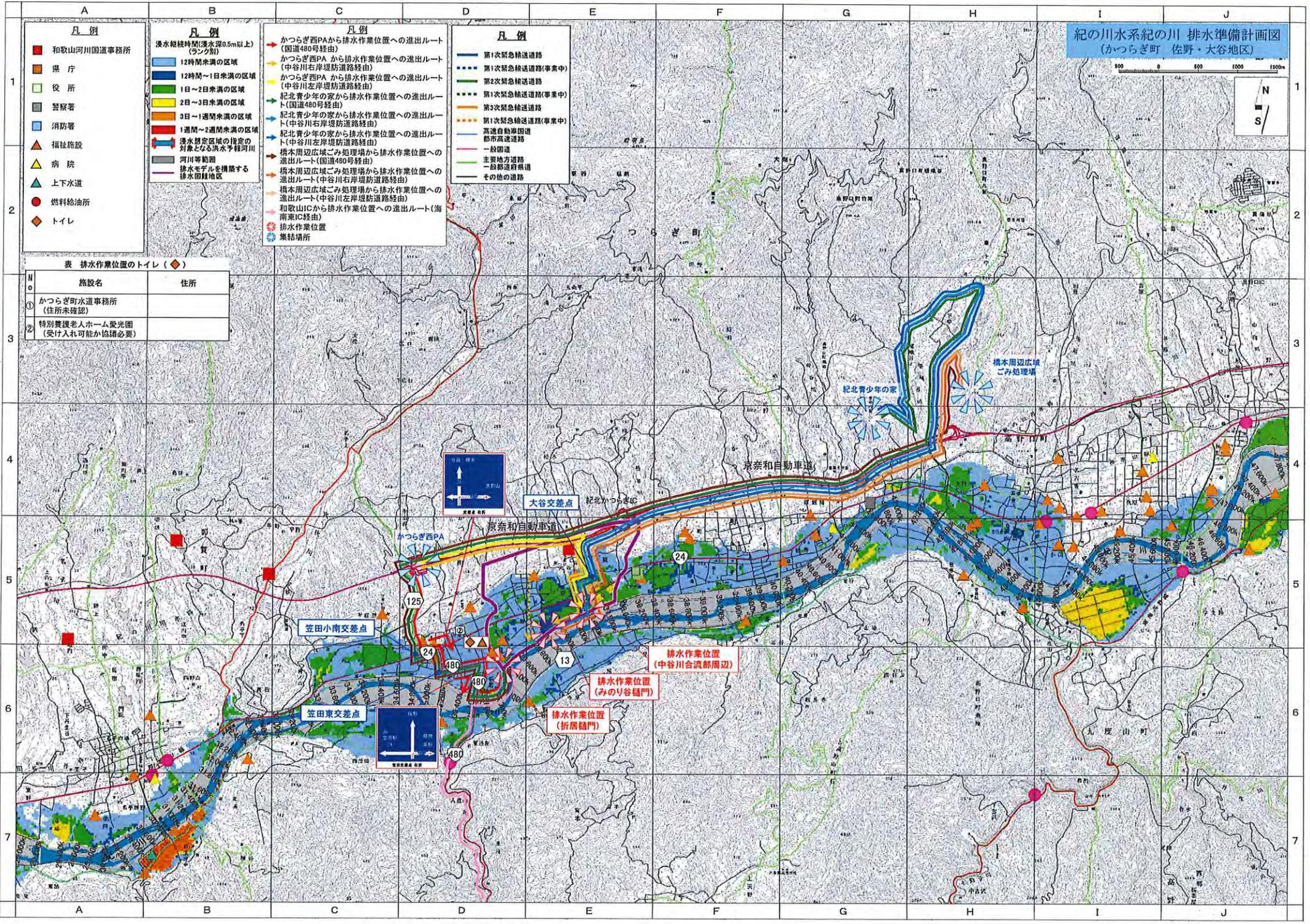
- 凡例**
- 洪水継続時間(洪水深0.5m以上) (ランク別)
 - 12時間未満の区域
 - 12時間～1日未満の区域
 - 1日～2日未満の区域
 - 2日～3日未満の区域
 - 3日～1週間未満の区域
 - 1週間～2週間未満の区域
 - 2週間～3週間未満の区域
 - 洪水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等計画
 - 排水モデルを構築する排水困難地区

- 凡例**
- かつらぎ西PAから排水作業位置への進出ルート(国道480号経由)
 - かつらぎ西PAから排水作業位置への進出ルート(中谷川右岸堤防道路経由)
 - かつらぎ西PAから排水作業位置への進出ルート(中谷川左岸堤防道路経由)
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への進出ルート(国道480号経由)
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への進出ルート(中谷川右岸堤防道路経由)
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への進出ルート(中谷川左岸堤防道路経由)
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業位置への進出ルート(国道480号経由)
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業位置への進出ルート(中谷川右岸堤防道路経由)
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業位置への進出ルート(中谷川左岸堤防道路経由)
 - 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート(海南東IC経由)
 - 排水作業位置
 - 集結場所

- 凡例**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
 - 都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般都道府県道
 - その他の道路

表 排水作業位置のトイレ (◇)

施設名	住所
① かつらぎ町水道事務所 (住所未確認)	
② 特別養護老人ホーム愛光園 (受け入れ可能か協議必要)	



排水作業位置
(中谷川合流部周辺)

排水作業位置
(みのり谷樋門)

排水作業位置
(折居樋門)

排水作業位置
(折居樋門)

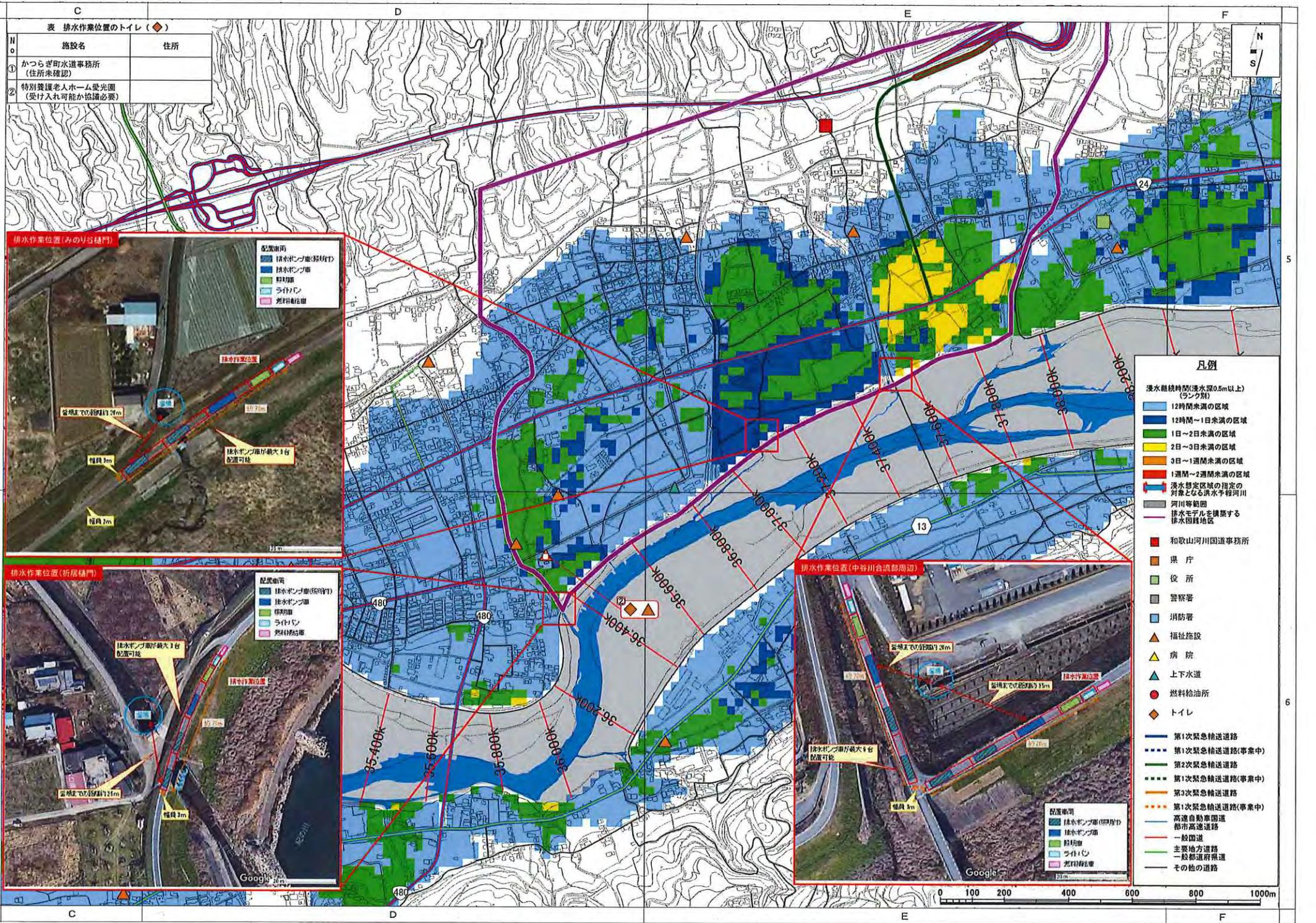


表 排水作業位置のトイレ (◆)

No	施設名	住所
①	かつらぎ町水道事務所 (住所未確認)	
②	特別養護老人ホーム 栄光園 (受け入れ可能か協議必要)	



凡例

浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)

- 12時間未満の区域
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域

浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川

河川等範囲
 排水モデルを構築する
排水困難地区

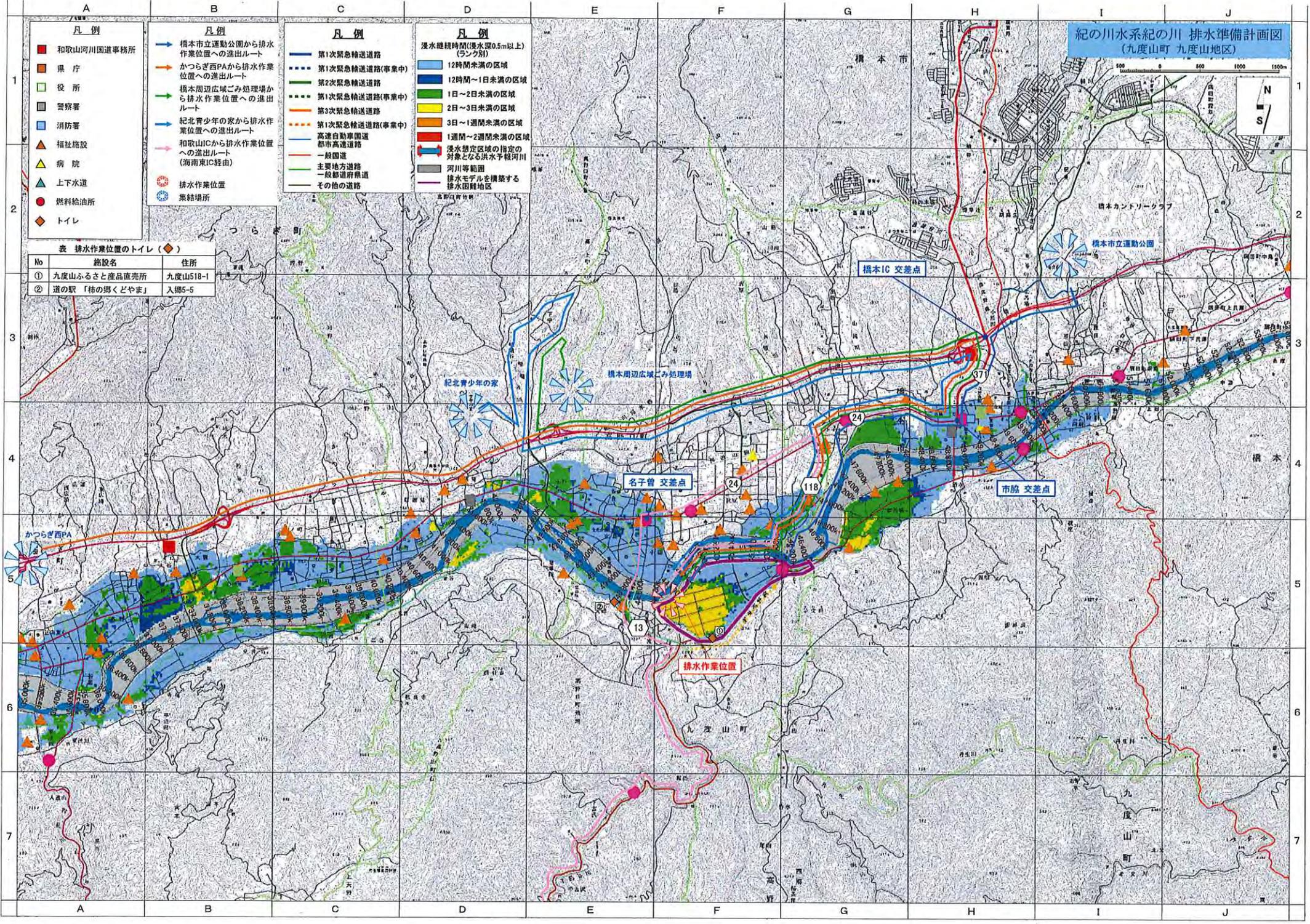
和歌山河川国道事務所
 県庁
 役所
 警察署
 消防署
 福祉施設
 病院
 上下水道
 燃料給油所
 トイレ

第1次緊急輸送道路
 第1次緊急輸送道路(事業中)
 第2次緊急輸送道路
 第1次緊急輸送道路(事業中)
 第3次緊急輸送道路
 第1次緊急輸送道路(事業中)

高速自動車国道
 都市高速道路
 一般国道
 主要地方道路
 一般都道府県道
 その他の道路



紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(九度山町 九度山地区)



- 凡例**
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - ▲ 福祉施設
 - ▲ 病院
 - ▲ 上下水道
 - 燃料給油所
 - ◆ トイレ

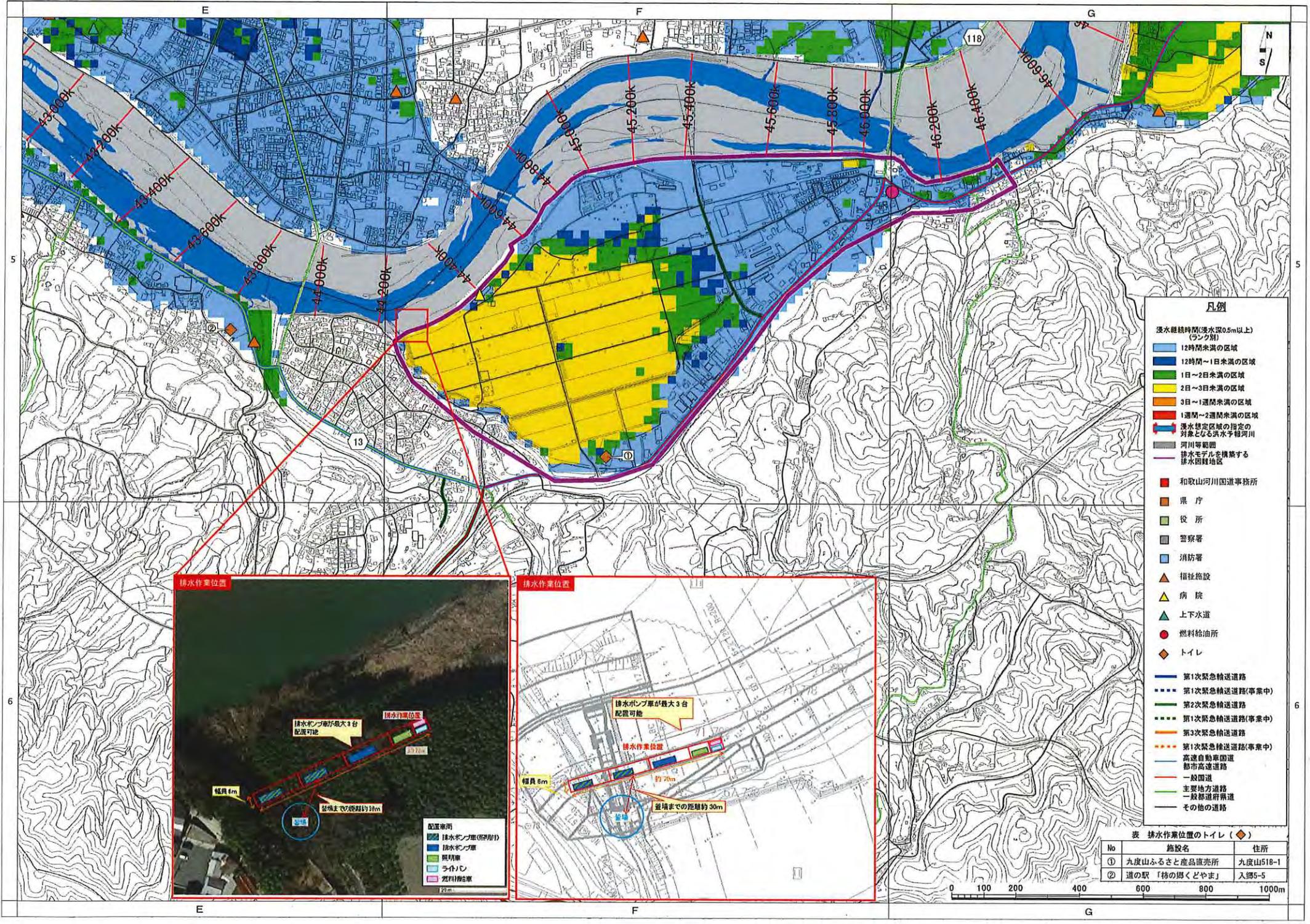
- 凡例**
- 橋本市立運動公園から排水作業位置への進出ルート
 - かつらぎ西PAから排水作業位置への進出ルート
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業位置への進出ルート
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への進出ルート
 - 和歌山ICから排水作業位置への進出ルート (海雨東IC経由)
 - 排水作業位置
 - 集積場所

- 凡例**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
 - 都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般都道府県道
 - その他道路

- 凡例**
- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)(2ヶ月別)
 - 12時間未満の区域
 - 12時間~1日未満の区域
 - 1日~2日未満の区域
 - 2日~3日未満の区域
 - 3日~1週間未満の区域
 - 1週間~2週間未満の区域
 - 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する排水困難地区

表 排水作業位置のトイレ(◆)

No	施設名	住所
①	九度山ふるさと産品直売所	九度山518-1
②	道の駅「栲の郷くどやま」	入郷5-5



- ### 凡例
- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上) (ラング別)
 - 12時間未満の区域
 - 12時間～1日未満の区域
 - 1日～2日未満の区域
 - 2日～3日未満の区域
 - 3日～1週間未満の区域
 - 1週間～2週間未満の区域
 - 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する排水区域
 - 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - ▲ 福祉施設
 - ▲ 病院
 - ▲ 上下水道
 - 燃料給油所
 - ◆ トイレ
 - 第1次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
 - 都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般都府県道
 - その他の道路

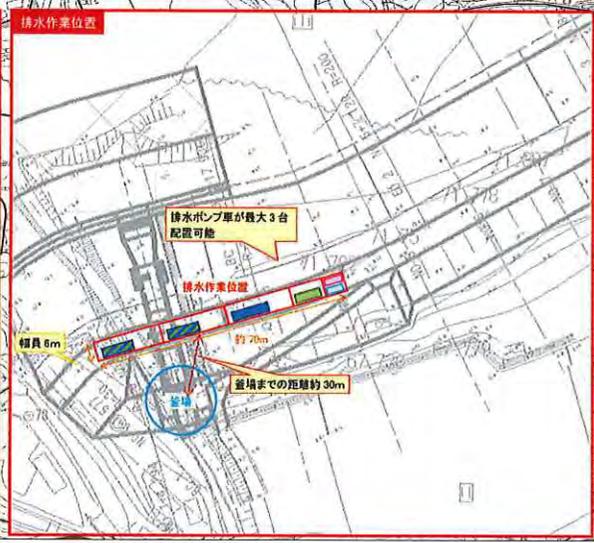
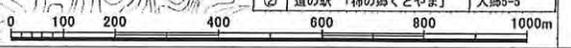


表 排水作業位置のトイレ (◆)

No	施設名	住所
①	九度山ふるさと産品販売所	九度山518-1
②	道の駅「柿の郷くどやま」	入郷5-5



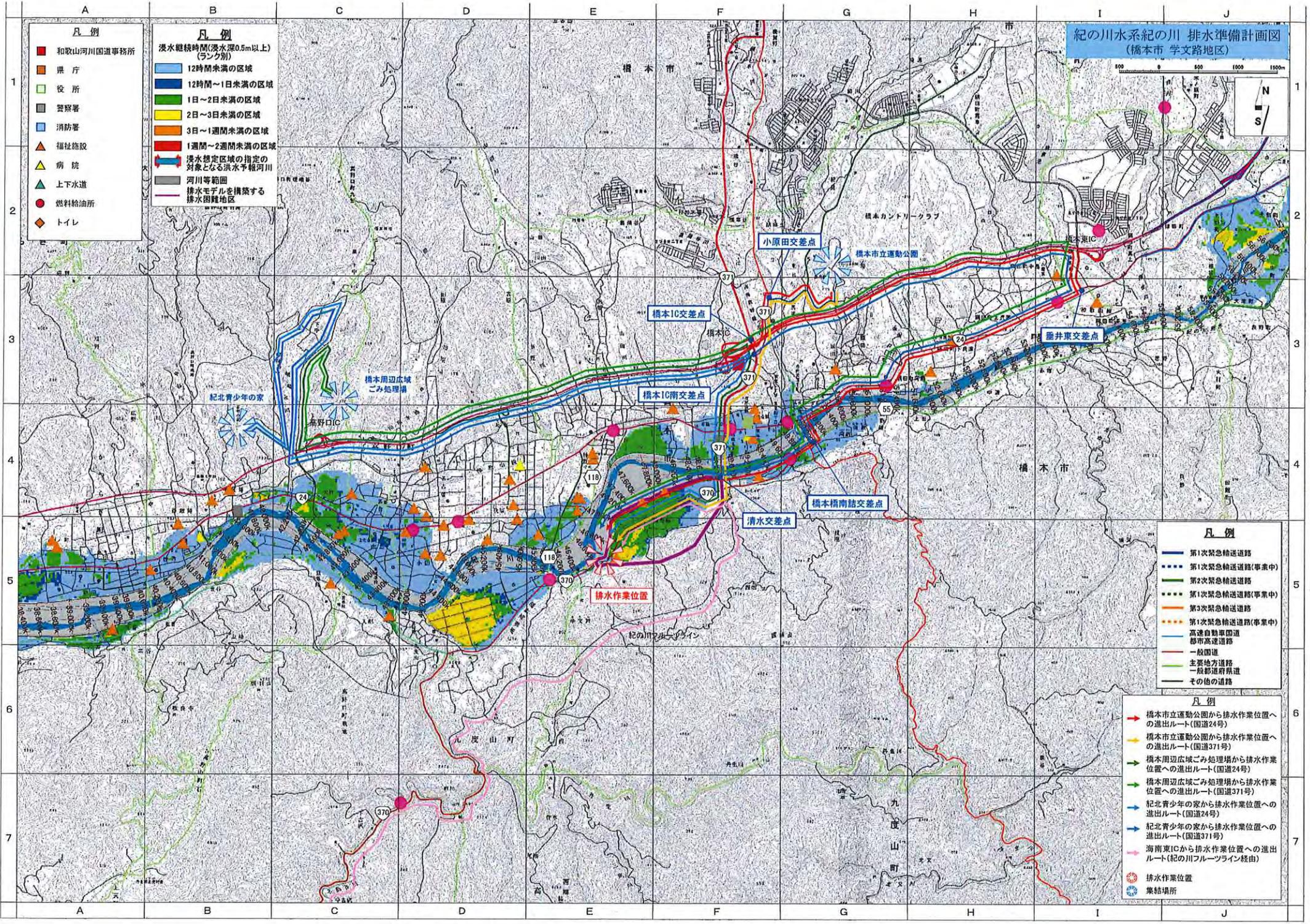
紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(橋本市 学文路地区)

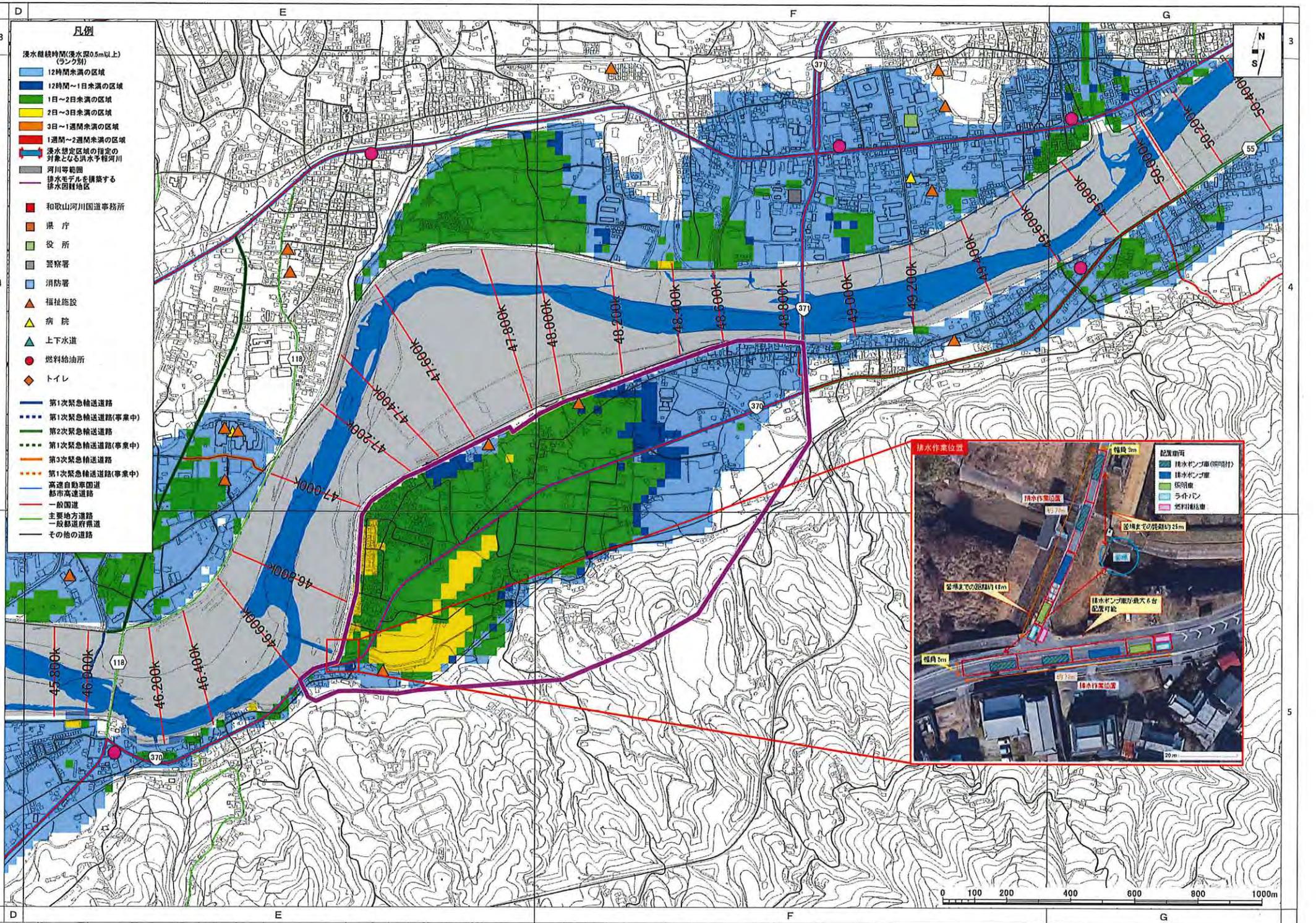
- 凡例**
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - ▲ 福祉施設
 - ▲ 病院
 - ▲ 上下水道
 - 燃料給油所
 - ◆ トイレ

- 凡例**
- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
 - 12時間未満の区域
 - 12時間～1日未満の区域
 - 1日～2日未満の区域
 - 2日～3日未満の区域
 - 3日～1週間未満の区域
 - 1週間～2週間未満の区域
 - 浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する
排水困難地区

- 凡例**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速度自動車国道
都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般道府県道
 - その他の道路

- 凡例**
- 橋本市立運動公園から排水作業位置への
進出ルート(国道24号)
 - 橋本市立運動公園から排水作業位置への
進出ルート(国道371号)
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業
位置への進出ルート(国道24号)
 - 橋本周辺広域ごみ処理場から排水作業
位置への進出ルート(国道371号)
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への
進出ルート(国道24号)
 - 紀北青少年の家から排水作業位置への
進出ルート(国道371号)
 - 海南東ICから排水作業位置への進出
ルート(紀の川フルーツライン経由)
 - 排水作業位置
 - 集結場所



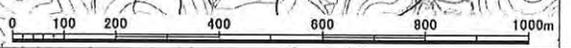


凡例

- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
(ランク別)
- 12時間未満の区域
- 12時間~1日未満の区域
- 1日~2日未満の区域
- 2日~3日未満の区域
- 3日~1週間未満の区域
- 1週間~2週間未満の区域
- 浸水想定区域の指定の
対象となる洪水予報河川
- 河川等範囲
- 排水モデルを構築する
排水困難地区

- 和歌山河川国道事務所
- 県庁
- 役所
- 警察署
- 消防署
- ▲ 福祉施設
- ▲ 病院
- ▲ 上下水道
- 燃料給油所
- ◆ トイレ

- 第1次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第2次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 第3次緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路(事業中)
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道路
- 一般都道府県道
- その他の道路



紀の川水系紀の川 排水準備計画図
(五條市 野原西地区)

500 0 500 1000 1500m

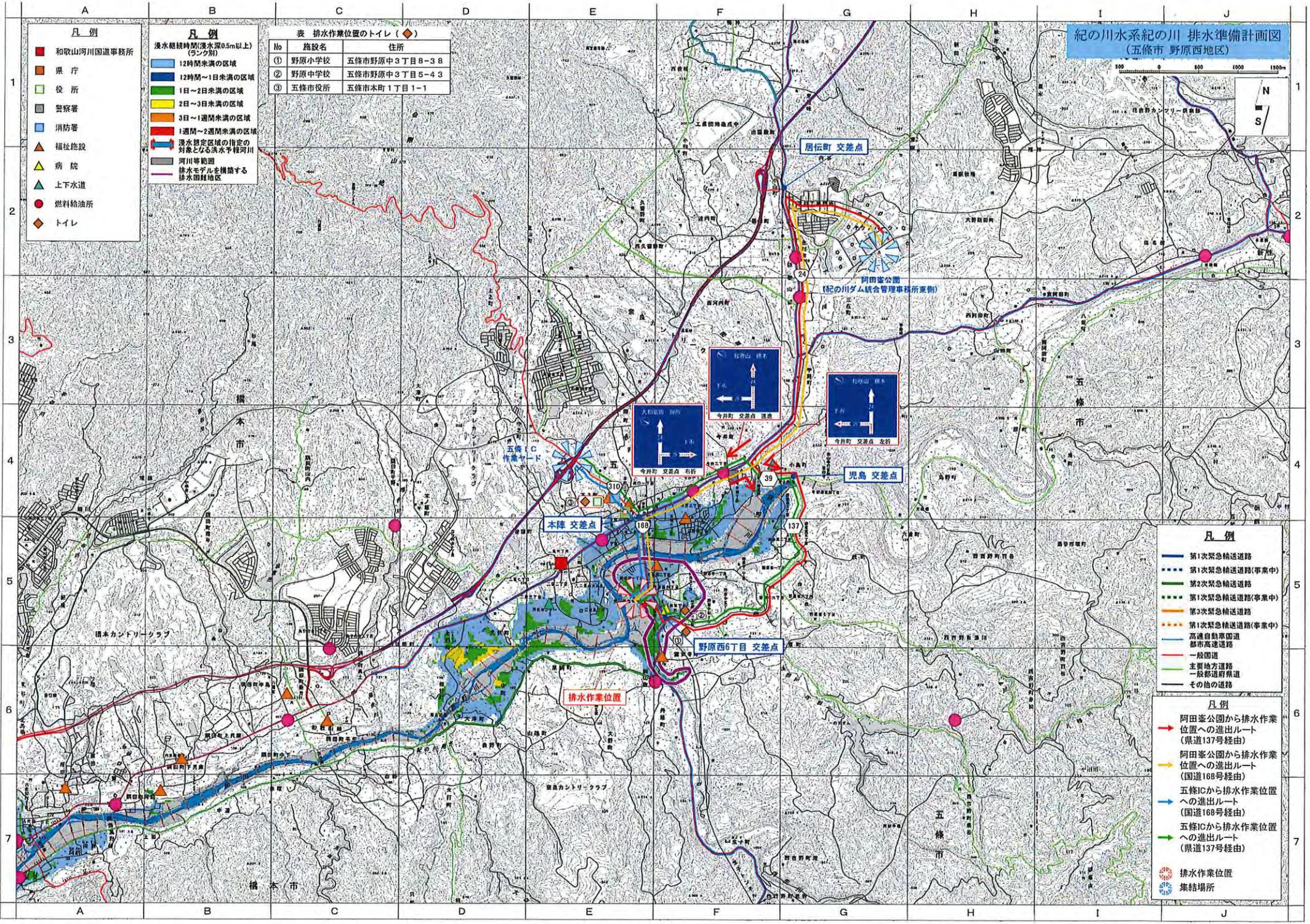


- 凡例**
- 和歌山河川国道事務所
 - 県庁
 - 役所
 - 警察署
 - 消防署
 - 福祉施設
 - 病院
 - 上下水道
 - 燃料給油所
 - トイレ

- 凡例**
- 浸水継続時間(浸水深0.5m以上) (分/分)
 - 12時間未満の区域
 - 12時間~1日未満の区域
 - 1日~2日未満の区域
 - 2日~3日未満の区域
 - 3日~1週間未満の区域
 - 1週間~2週間未満の区域
 - 浸水想定区域の指定の
対象となる浸水干渉河川
 - 河川等範囲
 - 排水モデルを構築する
排水困難地区

表 排水作業位置のトイレ (◇)

No	施設名	住所
①	野原小学校	五條市野原中3丁目8-3 8
②	野原中学校	五條市野原中3丁目5-4 3
③	五條市役所	五條市本町1丁目1-1



- 凡例**
- 第1次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路
 - 第3次緊急輸送道路
 - 第1次緊急輸送道路(事業中)
 - 第2次緊急輸送道路(事業中)
 - 第3次緊急輸送道路(事業中)
 - 高速自動車国道
都市高速道路
 - 一般国道
 - 主要地方道路
 - 一般府県道路
 - その他の道路

- 凡例**
- 阿田堂公園から排水作業位置への進出ルート (県道137号経由)
 - 阿田堂公園から排水作業位置への進出ルート (国道168号経由)
 - 五條ICから排水作業位置への進出ルート (国道168号経由)
 - 五條ICから排水作業位置への進出ルート (県道137号経由)
 - 排水作業位置集結場所

居伝町 交差点

阿田堂公園
(紀の川ダム統合管理事務所東側)

大和町 橋下
今井町 交差点 直進

大和町 橋下
今井町 交差点 左折

本陣 交差点

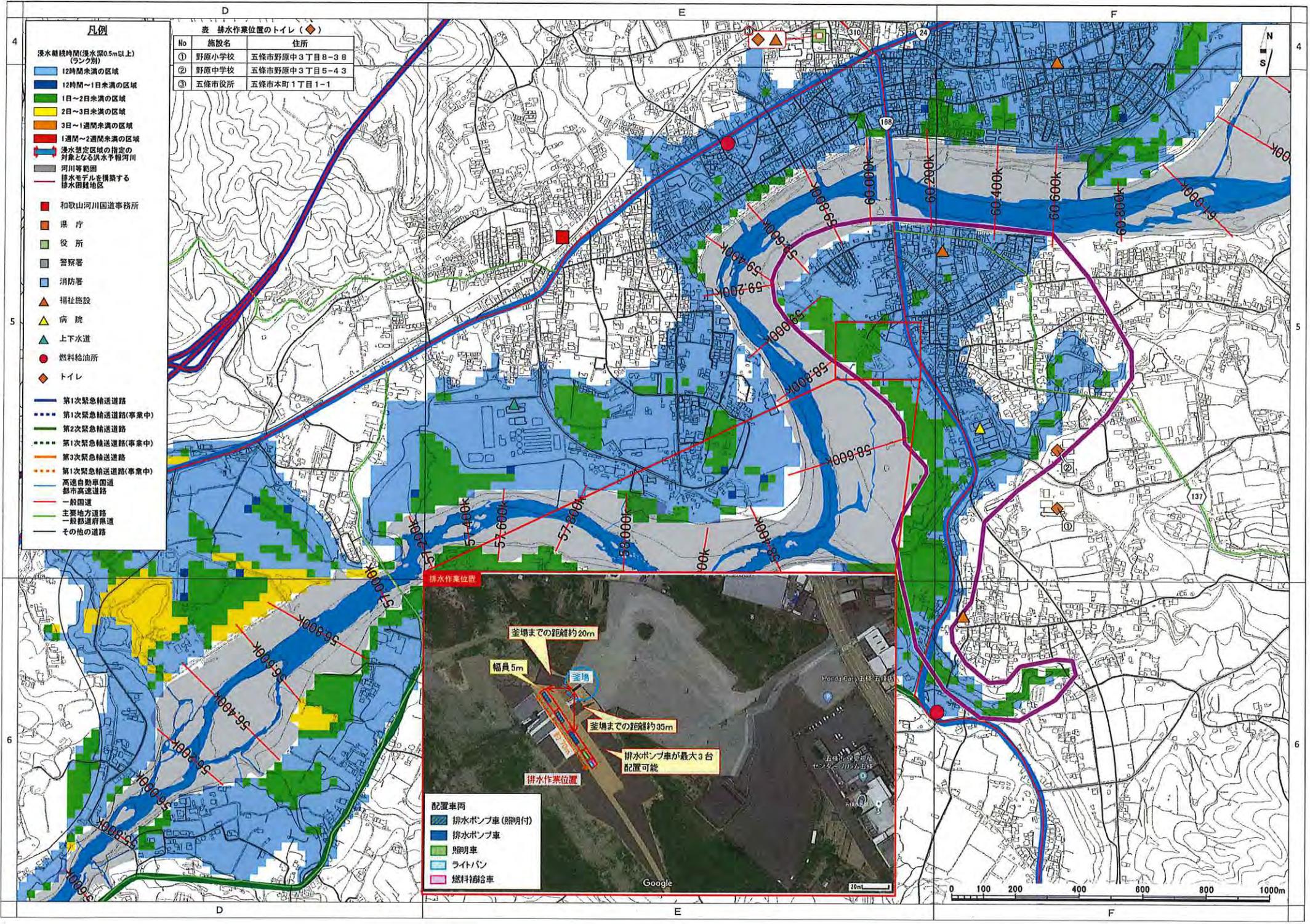
児島 交差点

野原西6丁目 交差点

排水作業位置

橋本市

五條市



凡例

- ▶ 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)(ランゾ別)
- ▶ 12時間未満の区域
- ▶ 12時間~1日未満の区域
- ▶ 1日~2日未満の区域
- ▶ 2日~3日未満の区域
- ▶ 3日~1週間未満の区域
- ▶ 1週間~2週間未満の区域
- ▶ 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
- ▶ 河川等範囲
- ▶ 排水モデルを構築する排水困難地区
- ▶ 和歌山河川国道事務所
- ▶ 県庁
- ▶ 役所
- ▶ 警察署
- ▶ 消防署
- ▶ 福祉施設
- ▶ 病院
- ▶ 上下水道
- ▶ 燃料給油所
- ▶ トイレ
- ▶ 第1次緊急輸送道路
- ▶ 第1次緊急輸送道路(事業中)
- ▶ 第2次緊急輸送道路
- ▶ 第2次緊急輸送道路(事業中)
- ▶ 第3次緊急輸送道路
- ▶ 第1次緊急輸送道路(事業中)
- ▶ 第2次緊急輸送道路(事業中)
- ▶ 第3次緊急輸送道路(事業中)
- ▶ 高速自動車国道
- ▶ 都市高速道路
- ▶ 一般国道
- ▶ 主要地方道路
- ▶ 一般道府県道
- ▶ その他の道路

表 排水作業位置のトイレ(◇)

No	施設名	住所
①	野原小学校	五條市野原中3丁目8-38
②	野原中学校	五條市野原中3丁目5-43
③	五條市役所	五條市本町1丁目1-1

排水作業位置

釜場までの距離約20m

幅員5m

釜場

釜場までの距離約95m

排水ポンプ車が最大3台配置可能

排水作業位置

配置車両

- ▶ 排水ポンプ車(照明付)
- ▶ 排水ポンプ車
- ▶ 照明車
- ▶ ライトバン
- ▶ 燃料貯給車

Google

20m

0 100 200 400 600 800 1000m

紀の川流域における浸水対策検討会 規約

(名称)

第1条 この会議は、紀の川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「下流部協議会」という。）第2条の2及び紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「上流部協議会」という。）第2条の2に基づき組織することとし、名称を紀の川流域における浸水対策検討会（以下「検討会」という。）とする。

(目的)

第2条 検討会は、平成29年10月の前線や台風第21号による降雨により紀の川沿川各所で浸水被害が発生したことを受け、浸水被害についての情報共有を図るとともに、今後の浸水対策に関して関係市町、県及び国が議論し、効果的かつ効率的な整備につなげることを目的とする。

(検討会の構成)

第3条 検討会は、別紙1の職にある者をもって構成する。

2 検討会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、検討会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙1の職にある者以外の者（行政関係機関職員）に参加を求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 検討会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、検討会の運営に必要な情報交換、調査、分析、浸水対策にかかる各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について検討会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別紙2の職にある者以外の者（行政関係機関職員）に参加を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 検討会は、原則非公開とし、構成員の同意を得て公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(検討会資料等の公表)

第6条 検討会に提出された資料等については、検討会に諮り公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、検討会の了解を得て公表しないものとする。

2 検討会の議事については、原則として事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、下流部協議会及び上流部協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 検討会の庶務を行うため、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成30年1月26日から施行する。

和歌山市長
岩出市長
紀の川市長
かつらぎ町長
九度山町長
橋本市長
五條市長
和歌山県県土整備部長
奈良県県土マネジメント部長
近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長
近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長

和歌山市総合防災課長

岩出市総務課長

紀の川市危機管理課長

かつらぎ町総務課長

九度山町地域防災課長

橋本市危機管理監

五條市危機管理監

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課長

和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課長

和歌山県農林水産部農林水産制作局農業農村整備課長

奈良県県土マネジメント部河川政策官

近畿農政局和歌山平野農地防災事業所次長

近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所防災情報課長

近畿地方整備局和歌山河川国道事務所副所長